

石狩市 子ども・子育て支援事業計画

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の目的	1
1-2 計画の期間	2
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 計画の策定体制	4
1-5 社会背景	5
1 「少子化危機」とも言うべき状況	5
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の要請	5
3 社会環境の変化	6
第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題	7
2-1 石狩市の子ども・子育て環境	7
1 人口	7
2 世帯	9
3 就業	10
4 教育・保育施設等の利用の現状	11
2-2 次世代育成支援対策特定事業の進捗状況	13
2-3 アンケート・ヒアリング結果からみる市民ニーズ	14
1 子ども・子育てニーズ調査	14
2 放課後児童クラブ利用者アンケート調査	26
第3章 計画の基本的な考え方	27
3-1 計画の基底	27
3-2 基本理念	28
3-3 基本視点	28
3-4 基本目標	29
1 子育てにやさしいまちづくり	29
2 子どもと家庭の支援	29
3 子どもの生きる力を育む	29
第4章 事業量の見込みと確保方策	31
4-1 教育・保育提供区域等の設定	31
1 教育・保育提供区域	31
2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	32
4-2 子どもの人口の見通し	33
4-3 事業量見込みの算出方法について	35
4-4 事業量見込みと確保方策（教育・保育給付対象事業）	37
1 石狩地区	37
2 厚田地区	39
3 浜益地区	41
4 合計	43

4-5	事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）	45
1.	利用者支援（新規）	45
2.	地域子育て支援拠点事業	46
3.	妊婦健康診査	47
4.	乳児家庭全戸訪問事業	48
5.	養育支援訪問事業	49
6.	子育て短期支援事業（ショートステイ）	50
7.	ファミリー・サポート・センター事業	51
8.	一時預かり事業	52
9.	延長保育事業	54
10.	病児・病後児保育事業	55
11.	放課後児童クラブ	56
12.	実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	58
13.	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	58
第5章	分野別施策の展開	59
5-1	施策体系	59
5-2	重点施策	60
5-3	施策展開	61
I-1	妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実	61
I-2	楽しく子育てできる環境づくり	63
I-3	仕事と子育ての両立支援	66
II-1	子どもセーフティネット	68
II-2	障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援	70
II-3	ひとり親家庭の自立支援	72
III-1	確かな学力の育み	74
III-2	子どもの居場所づくり	77
III-3	子どもの豊かな心と健やかな体を育む	80
第6章	計画の推進	83
6-1	推進体制	83
6-2	計画の広報・啓発	83
6-3	進捗管理	84

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の目的

わが国では、平成元年の「1.57 ショック（※）」を契機に、少子化が国政の重要課題とされ、以降、「仕事と子育ての両立」を施策の根幹とした「エンゼルプラン」・「新エンゼルプラン」の策定、少子化社会対策基本法の制定、「政府・地方公共団体・企業等の一体的推進」を図る次世代育成支援対策推進法の制定などが進められてきました。

石狩市（旧厚田村、浜益村含む）においても、「エンゼルプラン」、「子育て子育て応援プラン（次世代育成支援行動計画前期計画）」、「こども・あいプラン（次世代育成支援行動計画後期計画）」を策定し、子育て支援施策を総合的に推進してきました。

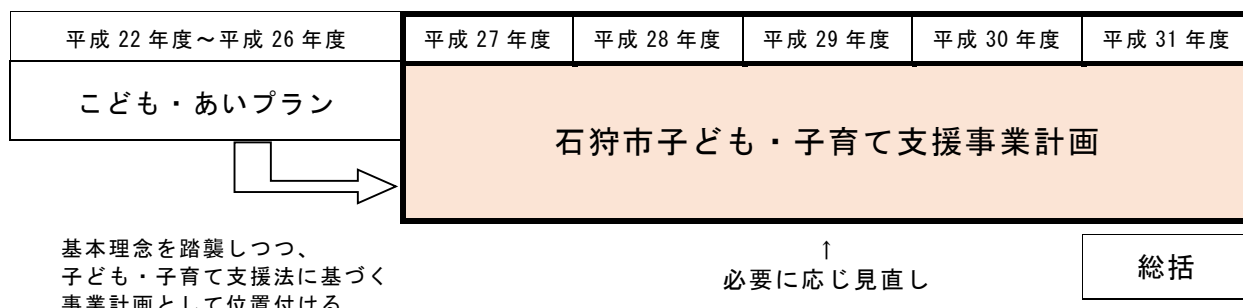
一方、この間、国では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実などを図るため、制度改革に取り組み、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援関連 3 法を制定、平成 27 年 4 月から市町村を実施主体とする新たな子ども・子育て支援制度に移行することとなりました。

「石狩市子ども・子育て支援事業計画」は、これまでの一貫した取り組みを踏まえ、石狩市における子ども・子育て支援サービスの需給量の見込みや提供方策等をきめ細かく計画するとともに、「次世代育成支援」の基本的な考え方を踏襲し、市民や教育・保育従事者、地域、行政、企業が協働で取り組んでいく施策・事業の方向を明らかにするために策定します。

※1.57 ショック：平成元年のわが国の合計特殊出生率が、それまで最低値であった昭和 41 年の 1.58 を下回り、1.57 となった衝撃を指した言葉。

1-2 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。ただし、「子どものための教育・保育給付」の事業量が当初の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行います。ただし、中間見直しを行った場合でも、計画期間については、当初の平成 31 年度までとします。



1-3 計画の位置づけ

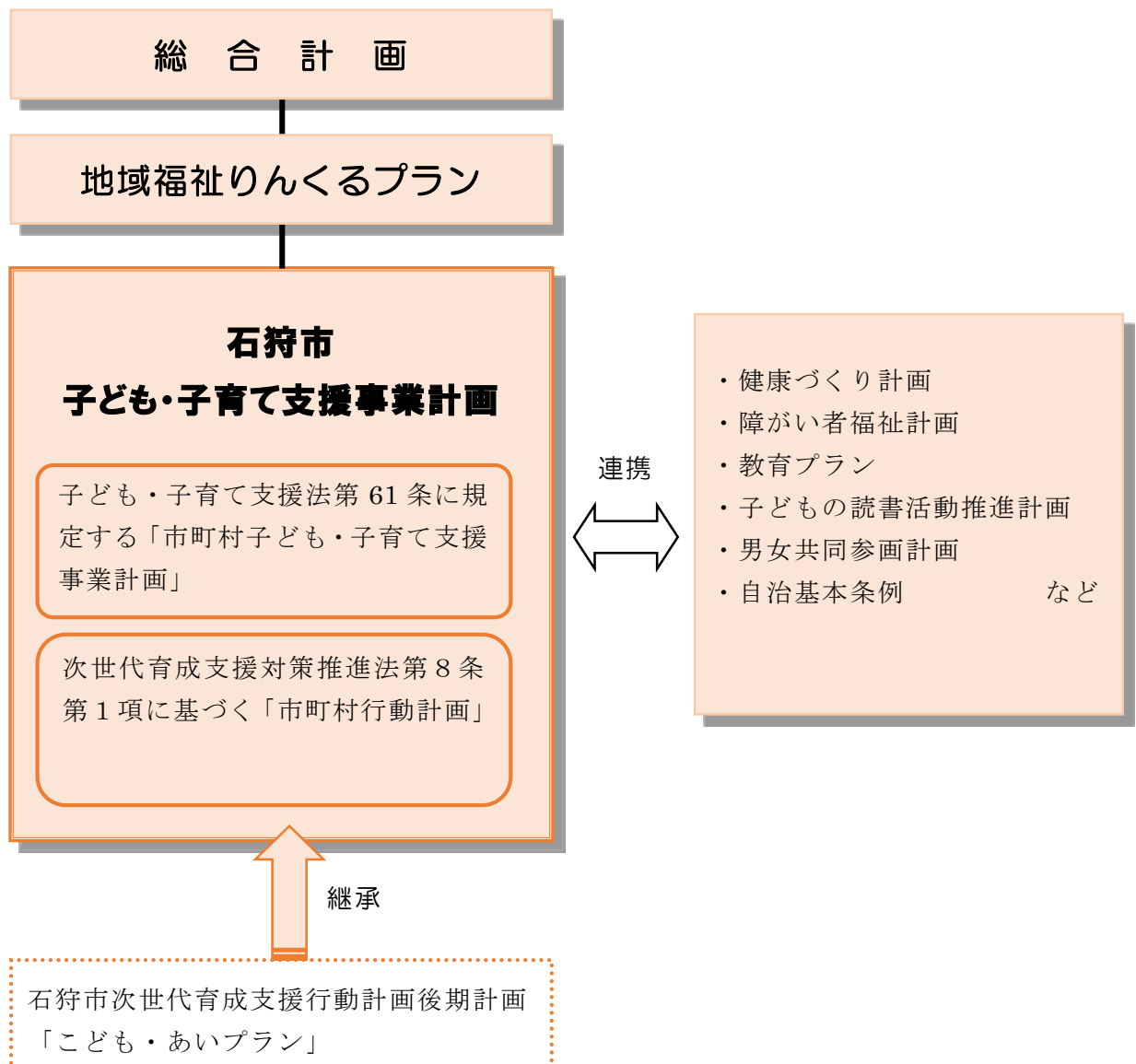
「石狩市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「子どものための教育・保育給付」の需給量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需給量の見込み、それらの提供体制・確保策を定めます。また、認定こども園の普及促進など教育・保育の一体的提供を図るための方策を定めます。

しかしながら、子ども・子育て支援法の規定により決定すべき事項は、量的提供に関することが主であり、本市がこれまで推進してきた「こども・あいプラン」の中で培ってきた保健・医療、雇用、住環境等の全領域を包含するものではありません。平成 26 年 4 月に改正法が成立し有効期限が延長された「次世代育成支援対策推進法」の中では、「次世代育成支援行動計画」は任意策定とされ、「子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして策定することが可能となっています。

したがって、本市においては、現行の「こども・あいプラン」における成果等を踏まえて、「石狩市子ども・子育て支援事業計画」として必要となる事業を継承するものとします。

<各計画との関連イメージ>



石狩市子ども・子育て支援事業計画は、上位計画である石狩市総合計画や石狩市地域福祉りんくるプランはもとより、石狩市健康づくり計画、石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プランなど他の個別計画と連携し考え方や施策を反映しています。

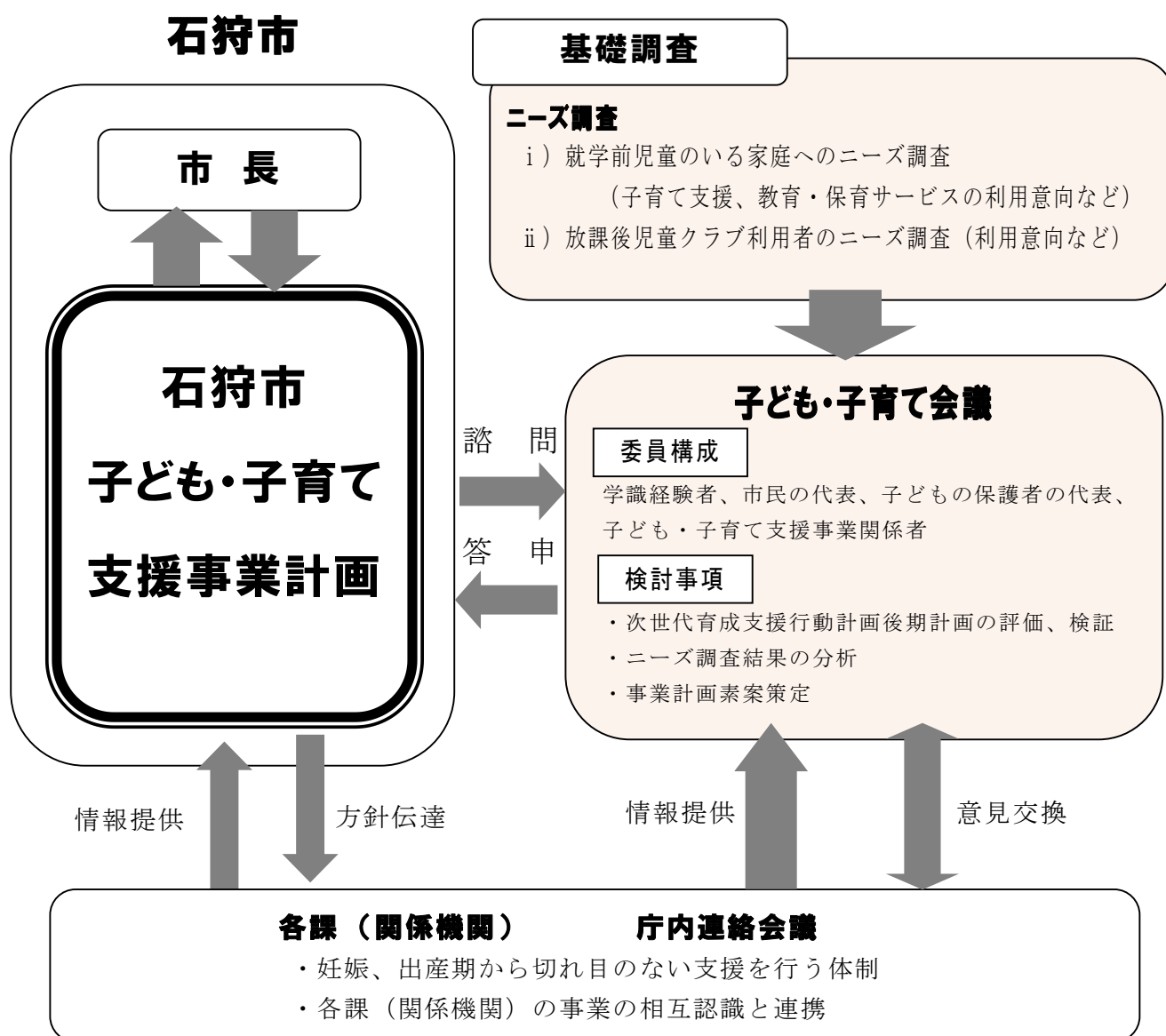
また、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画である「母子保健計画」と、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項の規定に基づく「市町村子ども・若者計画」の子ども部分（主に18歳まで）についても、この計画の中に位置付けて策定しています。

1-4 計画の策定体制

本計画は、学識経験者や市民の代表、子どもの保護者の代表、子ども・子育て支援事業関係者などで構成される、本市の附属機関「石狩市子ども・子育て会議」で検討・協議のうえ、策定しました。

さらに、就学前児童のいる全世帯を対象とする「ニーズ調査」、放課後児童クラブ利用児童の保護者を対象とする「放課後児童クラブ利用者アンケート調査」を実施することで、ニーズの把握に努めました。

子ども・子育て支援事業計画策定の体制



1-5 社会背景

1 「少子化危機」とも言うべき状況

わが国の出生数は、記録にある昭和 48 年の 209 万人出生以降、減少の一途をたどり、近年は 100～110 万人で推移しています。1 人の女性が一生の間に産む子どもの数の目安とされる、合計特殊出生率は平成 17 年の 1.26 を底として、平成 24 年は 1.41 とやや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要とされる 2.07 をいまだ大きく下回っています。

こうした少子化による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムの根幹にかかわる重大な問題です。年金、医療、介護に係る社会保障費用を負担する層の減少や、労働力の減少による経済成長の鈍化など、社会を維持できなくなる危機的な事態が迫っている「少子化危機」とも言うべき状況です。子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力であるという認識のもと、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の要請

社会意識の変化や雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。そうした背景から、女性が仕事と家庭（結婚・出産・育児等）の二者択一を迫られる場面も多くなっています。

こうした問題に対して、平成 19 年 12 月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられ、働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とともに、その社会的基盤となる包括的な次世代育成支援の枠組みの構築、親の就労と子どもの育成の両立と家庭における子育てを包括的に支援する仕組みを同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされました。

また、同時期に、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現について、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための行動指針が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進官民トップ会議において決定されました。

こうしたことにより、それまで個人の生活のあり方にすぎなかった仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の問題が、現在では、社会として取り組んでいかなければならない課題として認識されています。

3 社会環境の変化

急速な少子化の背景にあるものとして、社会環境の大きな変化も看過できません。

平成 22 年（2010 年）の国勢調査によると、男性の生涯未婚率は 2.60%（1980 年）から 20.14%（2010 年）へと上昇しています。女性においても、4.45%（1980 年）から 10.61%（2010 年）へ上昇しており、未婚化・非婚化が進行しています。また、平均初婚年齢も上昇しているだけでなく、平成 23 年（2011 年）には平均第 1 子初産年齢が初めて 30 歳を超え、晩婚化・晩産化も進んでいます。結婚や出産と関係性が深い就労形態や所得にも変化が見られます。子育て世代として想定される 30 代が低所得層へとシフトし、結婚、出産の判断にブレーキをかけている重要な要因になっています。また、核家族化や都市化、地域のつながりの希薄化などにより、子どもや子育てをとりまく環境は大きく変化し、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

こうした環境変化の中で、子どもと子育て家庭を支える仕組みづくりが、社会一体、地域一体となって取り組むべき課題と言えます。

第2章 子どもと子育て家庭の現状と課題

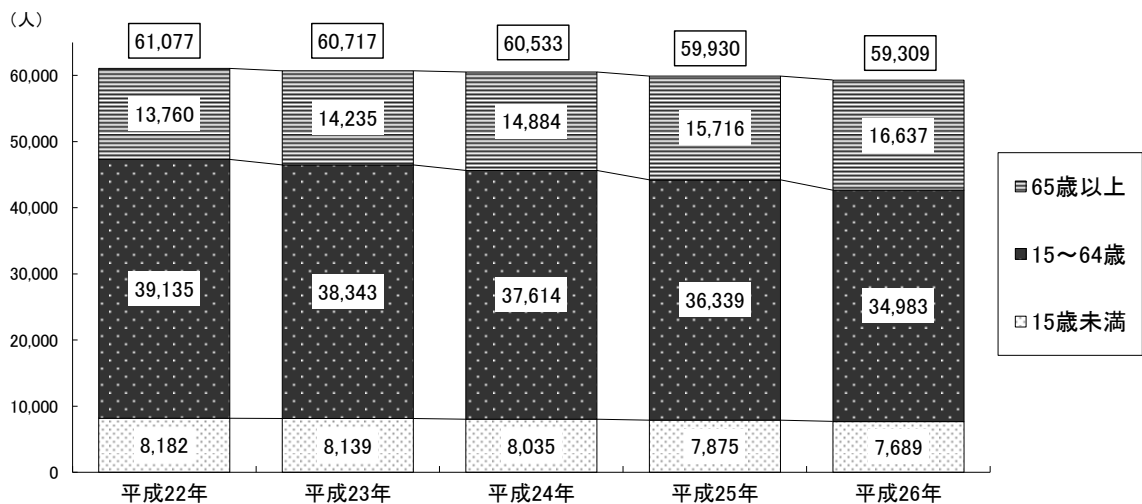
2-1 石狩市の子ども・子育て環境

1 人口

本市の住民基本台帳によると、石狩市の総人口は、平成22年以降人口構成推移において明らかな少子高齢化の傾向が見てとれます（図2-1）。

平成26年の本市の人口は59,309人で、15歳未満の人口は7,689人（総人口の12.9%）となっており、平成22年8,182人（13.3%）から減少傾向にある一方、65歳以上の人口は、平成26年16,637人（28.0%）となっており、平成22年13,760人（22.5%）以降増加傾向が見られます。

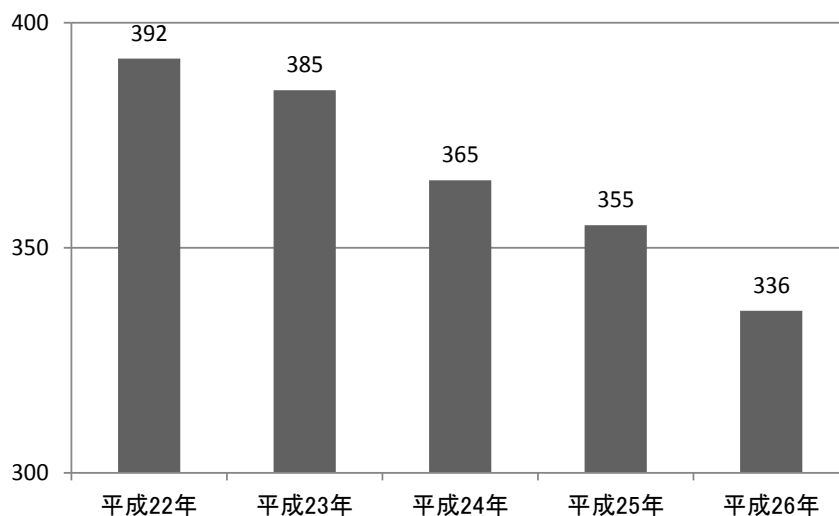
【図2-1】年齢3区分別の人口推移



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

また、本市の0歳児人口（出生数＋転入数）については、毎年、300～400人程度で推移しています。

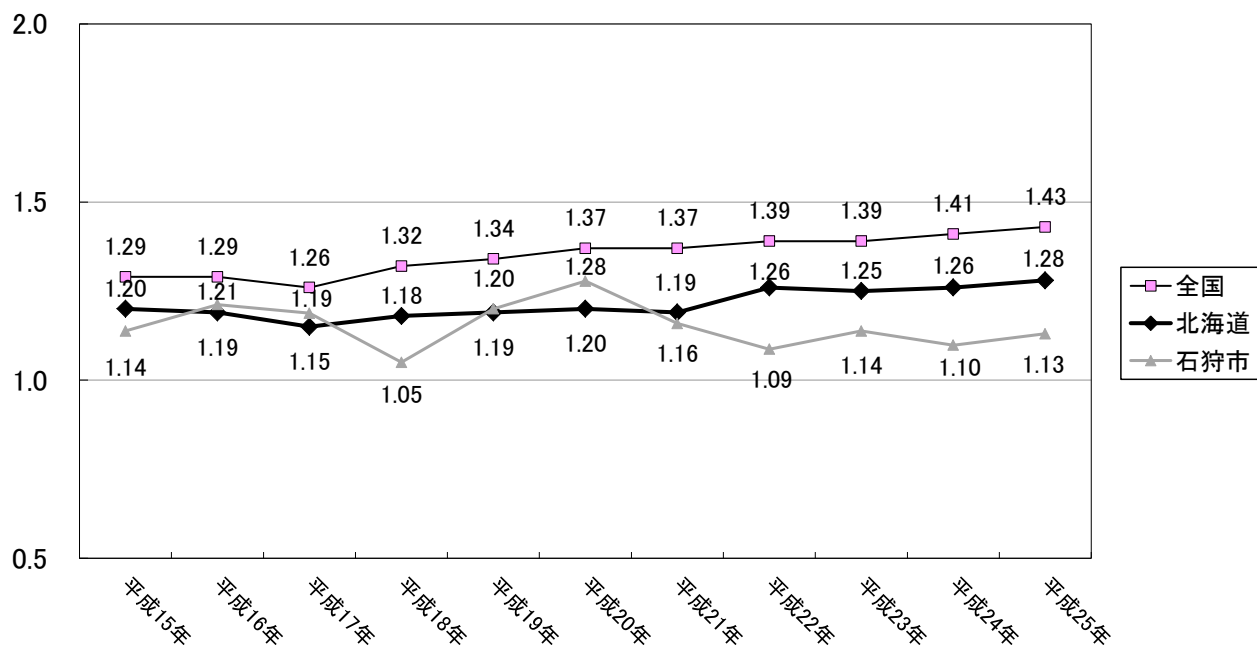
【図 2-2】0歳児数の推移



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

合計特殊出生率（※）については、平成18年に一度落ち込んだ後に、平成20年度まで増加傾向を見せ、それ以降は再び減少傾向となっています。また、全国値よりも低水準で推移しています。

【図 2-3】合計特殊出生率の比較



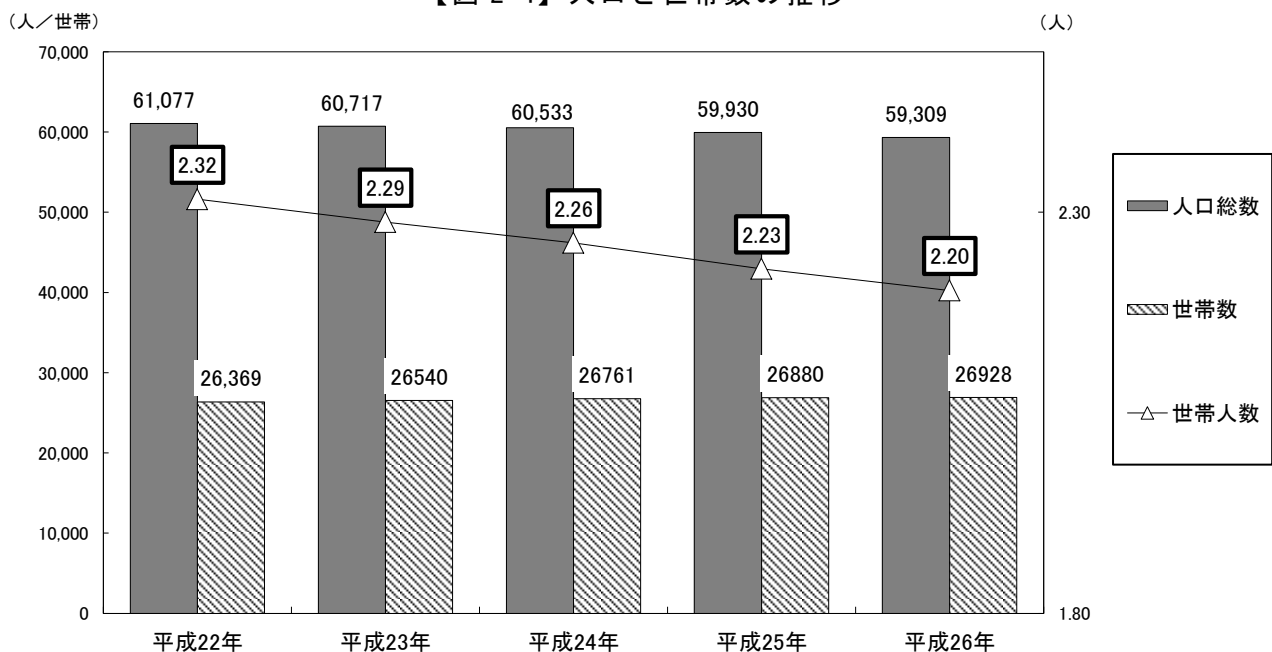
資料：全国、北海道は厚生労働省「人口動態調査」、石狩市は市把握の数

※合計特殊出生率：人口統計上の用語。ひとりの女性が一生のうちに産む子どもの平均数のこと。15～49歳の女性の出生率を足し合わせて平均値を求める。

2 世帯

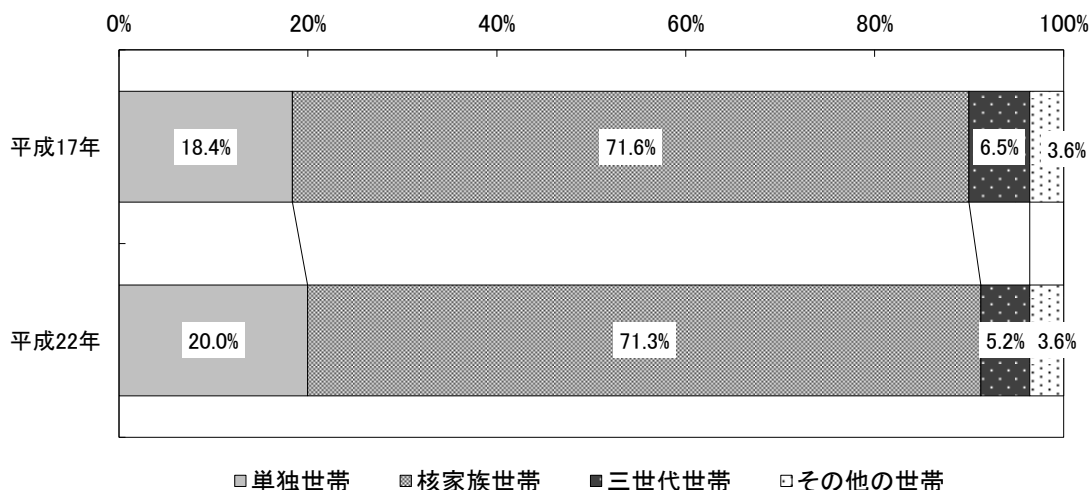
本市の住民基本台帳によると平成22年から平成26年の5年間で、石狩市全体の人口の推移に対し一世帯あたりの人数は減少傾向にあり（図2-4）、その傾向の背景には、単独世帯の割合の増加と、核家族・三世帯世帯の割合の減少があります（図2-5）。

【図2-4】人口と世帯数の推移



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

【図2-5】市内の世帯構成の割合

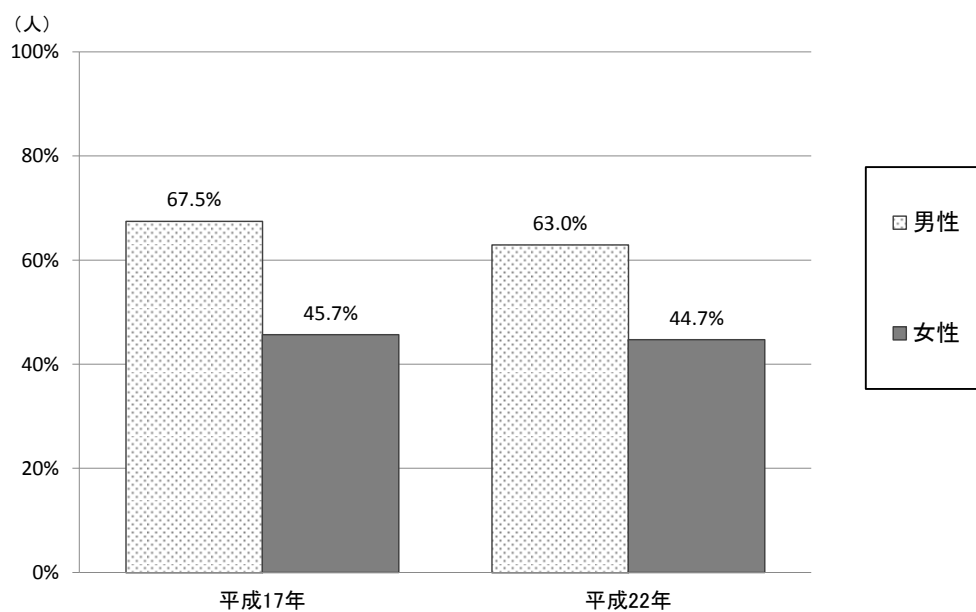


資料：国勢調査

3 就業

国勢調査によると、15 歳以上人口における就業者の割合は、直近の調査である平成 17 年から平成 22 年の間に、男性で減少が見られます。一方の女性においては、ほぼ横ばいとなっています（図 2－6）。

【図 2-6】15 歳以上人口における就業者の割合推移（男女別）



資料：国勢調査

4 教育・保育施設等の利用の現状

本市には、認可保育所が8園、幼稚園が4園、認定こども園が1園、へき地保育所3園、認可外保育施設2園があり、就学前児童の教育・保育を実施しています。

就学児については、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）が、石狩地区で、13カ所14クラブあります。また、厚田・浜益地区では、へき地保育所を活用した就学児の受け入れ事業を実施しています。

旧行政区別の幼稚園、保育所の利用状況（平成26年5月）

地区	区分	名称	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
石狩地区	幼稚園	花川わかば幼稚園			1	17	31	49	98
	幼稚園	ミナクル幼稚園			2	54	75	69	200
	幼稚園	花川マリア幼稚園				26	40	37	103
	幼稚園	花川北陽幼稚園			2	20	35	45	102
	保育園	まきば保育園	4	13	10	14	16	19	76
	保育園	南線光の子保育園	7	22	29	28	23	30	139
	保育園	友愛保育園	4	8	10	17	17	16	72
	保育園	えるむ保育園	5	18	17	21	18	19	98
	保育園	くるみ保育園	3	5	6	9	8	8	39
	保育園	緑苑台子どもの家保育園	2	9	17	19	18	20	85
	保育園	えるむの森保育園	11	17	18	16	20	19	101
	保育園	石狩仲よし保育園	4	15	13	19	20	22	93
	認定こども園	花川南幼稚園				28	22	58	108
	認定こども園	花川南保育園	5	12	21	26	31	32	127
	認可外保育施設	石狩共同乳児保育園たんぽぽ		9	7	5	6	4	31
	認可外保育施設	乳幼児保育はらっぱ	3	7	4	4	3	1	22
厚田地区	へき地保育所	厚田保育園			3	3	7	4	17
	へき地保育所	聚富保育園				8	3	5	16
浜益地区	へき地保育所	はまます保育園			4	4	5	5	18
合 計			48	135	164	338	398	462	1,545

放課後児童クラブの利用人数（平成 26 年 5 月）

地区	クラブ名	児童数	運営主体	備考
石狩地区	つくしクラブ	26	NPO 法人	小学 6 年生まで利用可能
	花っ子クラブ	48	NPO 法人	小学 3 年生まで利用可能
	おおぞらクラブ	26	NPO 法人	小学 3 年生まで利用可能
	樽川スマイルクラブ （H26 より 2 クラブとして開設）	67	NPO 法人	小学 3 年生まで利用可能
	にこにこクラブ	36	NPO 法人	小学 3 年生まで利用可能
	なかよしクラブ	50	NPO 法人	小学 3 年生まで利用可能
	はまなす子どもクラブ	16	学校法人	小学 3 年生まで利用可能
	げんきっ子クラブ	46	NPO 法人	小学 3 年生まで利用可能
	わかばクラブ	23	学校法人	小学 3 年生まで利用可能
	キラキラクラブ	51	NPO 法人	小学 3 年生まで利用可能
	どんぐりクラブ	25	学校法人	小学 3 年生まで利用可能
	ピノキオクラブ	42	NPO 法人	小学 3 年生まで利用可能
	ファイトキッズクラブ	15	NPO 法人	小学 6 年生まで利用可能
厚田地区	なし			
浜益地区	なし			
		471		

2-2 次世代育成支援対策特定事業の進捗状況

次世代育成支援行動計画後期計画では、主要な事業について、目標事業量を定めています。「次世代育成支援対策特定事業」では、通常保育事業や放課後児童健全育成事業の目標量をニーズに沿って右肩上がりで設定しましたが、おおむね計画通りの推進状況となっています。

平成 26 年度次世代育成支援対策特定事業の進捗状況

事業名	事業内容	指標	後期計画	
			H26 目標値	H26 実績値
通常保育事業	保護者の就労・疾病等の事由により、児童を保育することができない場合、保護者に代わり保育する事業	認可保育所数	9 ヶ所	9 ヶ所
		定員	860 人	770 人
延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育所で児童を預かってほしい場合に時間を延長して保育する事業	実施箇所数	9 ヶ所	9 ヶ所
		年間利用見込み数	310 人	280 人
休日保育事業	日曜日、国民の祝日等において、保育にかける児童に対して保育する事業	実施箇所数	1 ヶ所	1 ヶ所
		年間利用見込み数	200 人	200 人
病児・病後児保育事業	児童が、病気回復期に集団保育が困難な期間において、看護師・保育士等が、看護・保育をする事業	実施箇所数	1 ヶ所	1 ヶ所
		年間利用見込み数	20 日	20 日
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家に居ない家庭の小学生に、授業終了後等に遊び・生活の場を提供する事業	実施箇所数	14 ヶ所	14 ヶ所
		定員	510 人	510 人
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とそれぞれの保護者の交流や育児相談などを展開し、地域の子育て家庭への支援を行う事業	実施箇所数 (旧センター型)	1 ヶ所	1 ヶ所
		実施箇所数 (旧ひろば型)	5 ヶ所	4 ヶ所
一時預かり事業	常時保育所を利用していない家庭において、一時的に預かる事業	実施箇所数	3 ヶ所	3 ヶ所
ショートステイ事業	一時的に子どもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等を受け入れ先として、一定時期(7日間程度)預かり、保護者に代わって児童を養育する事業	事業所数	1 ヶ所	1 ヶ所
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を「行いたい人」「受けたい人」からなる相互援助活動	事業所数	1 ヶ所	1 ヶ所

2-3 アンケート・ヒアリング結果からみる市民ニーズ

1 子ども・子育てニーズ調査

就学前児童の保育ニーズや、市の子育て支援への要望を調査するために、平成 25 年 11～12 月にかけて、市内の就学前児童がいる全世帯 2,237 世帯を対象にニーズ調査を実施しました。調査票は郵送で配布し 873 世帯分を回収、回収率は 39.0%でした。

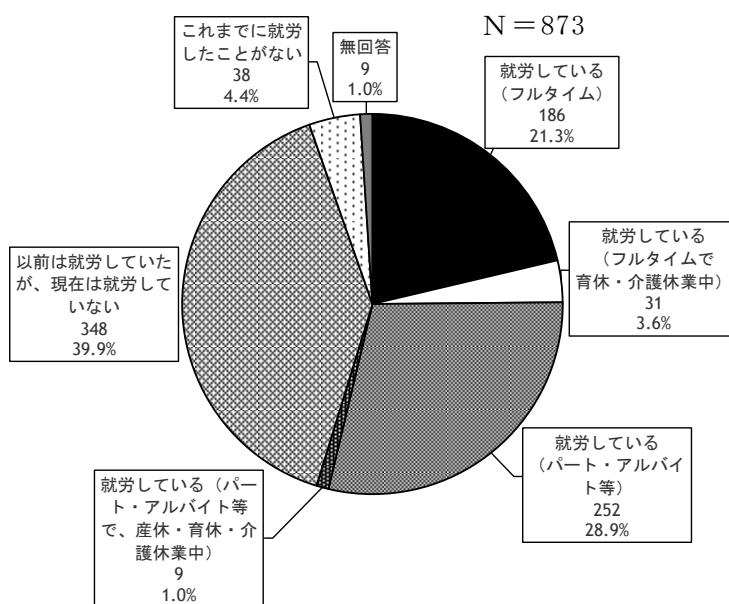
以下は、その概要です。

1. 保護者の就労状況

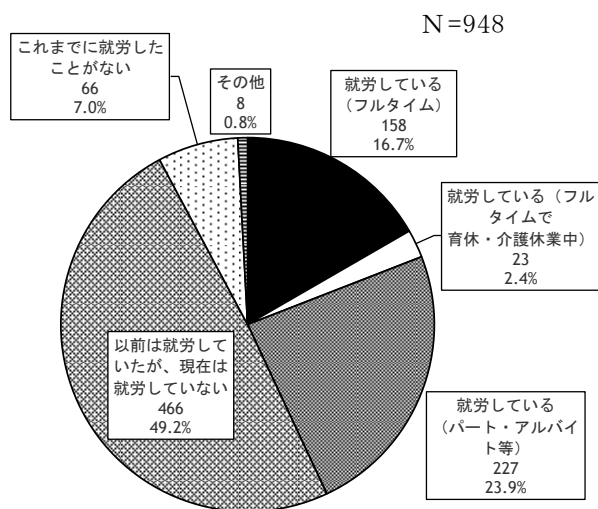
【母親】

約 5 割の母親が就労中（育休など含め）と回答しています。

平成 20 年調査時と比べ、子育てをしている母親の就労率が高くなっています。



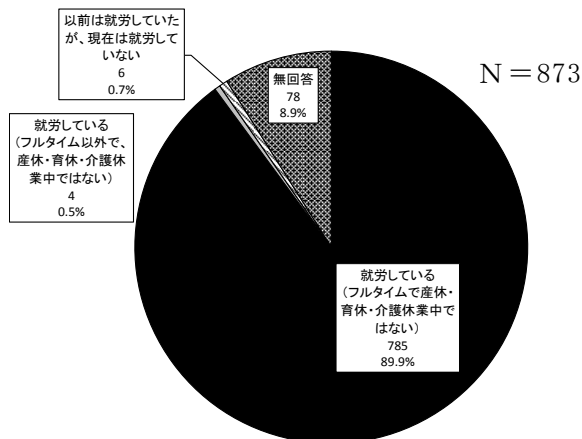
【参考】平成 20 年調査時



【父親】

約 9 割の父親が就労しています。

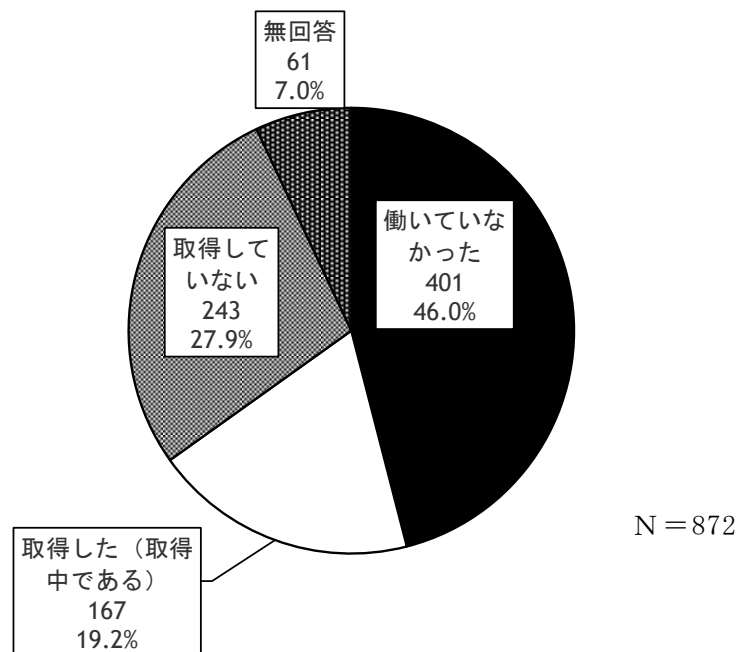
育児休業などを取得している方はわずかったことから、母親の育児に対する負担は大きいと考えられます。



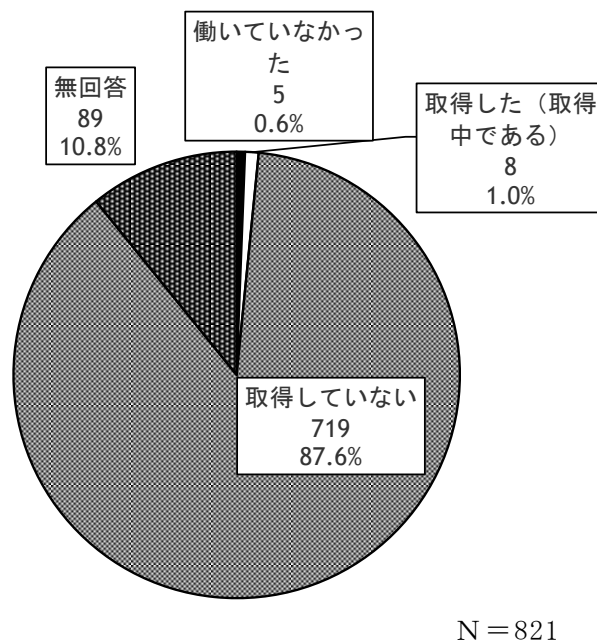
2. 職場の両立支援

育児休業の取得状況

【母親】



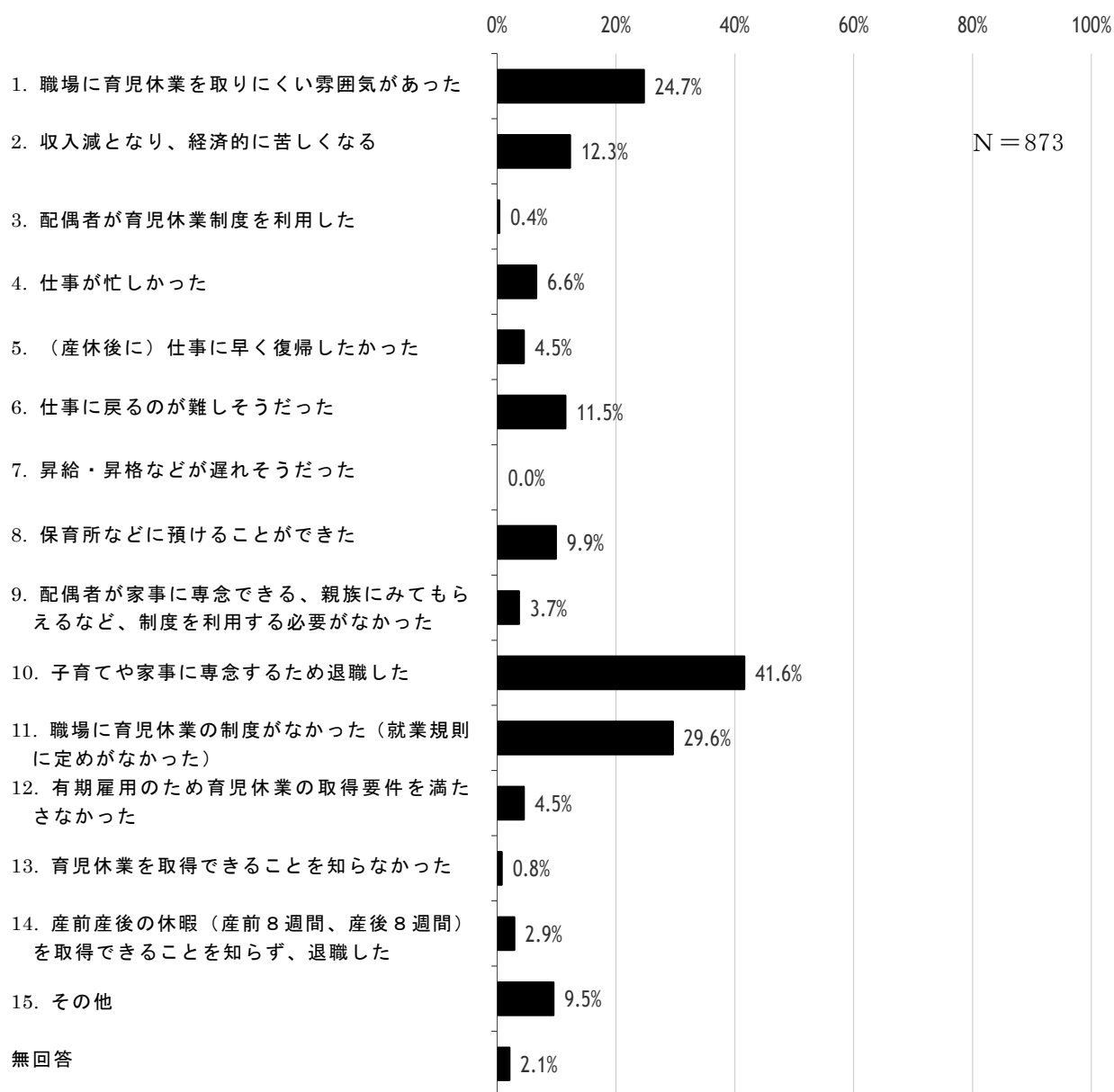
【父親】



育児休業は、母親が約2割、父親はほんのわずかな取得に留まっています。

育児休業を取得しなかった理由

【母親】 取得しなかった母親の約4割が、子育てや家事に専念するために退職しています。一方で、そもそも「職場に育児休業の制度がなかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の回答が、それぞれ2～3割を占めています。



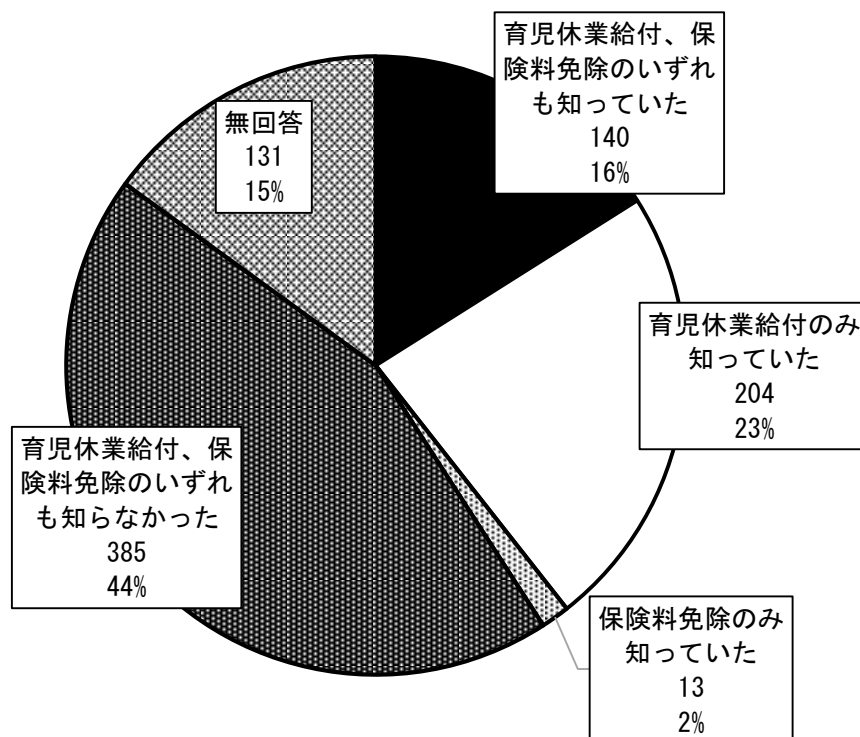
【父親】 約4割の父親が「配偶者が家事に専念できる、親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」と回答していることから、働くのに専念できる環境があるために取得しなかったことがわかります。一方で、「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が、それぞれ約3割を占めるなど、子育てをしたくてもできない現状の方が少なくないこともわかります。



育児支援制度の認知状況

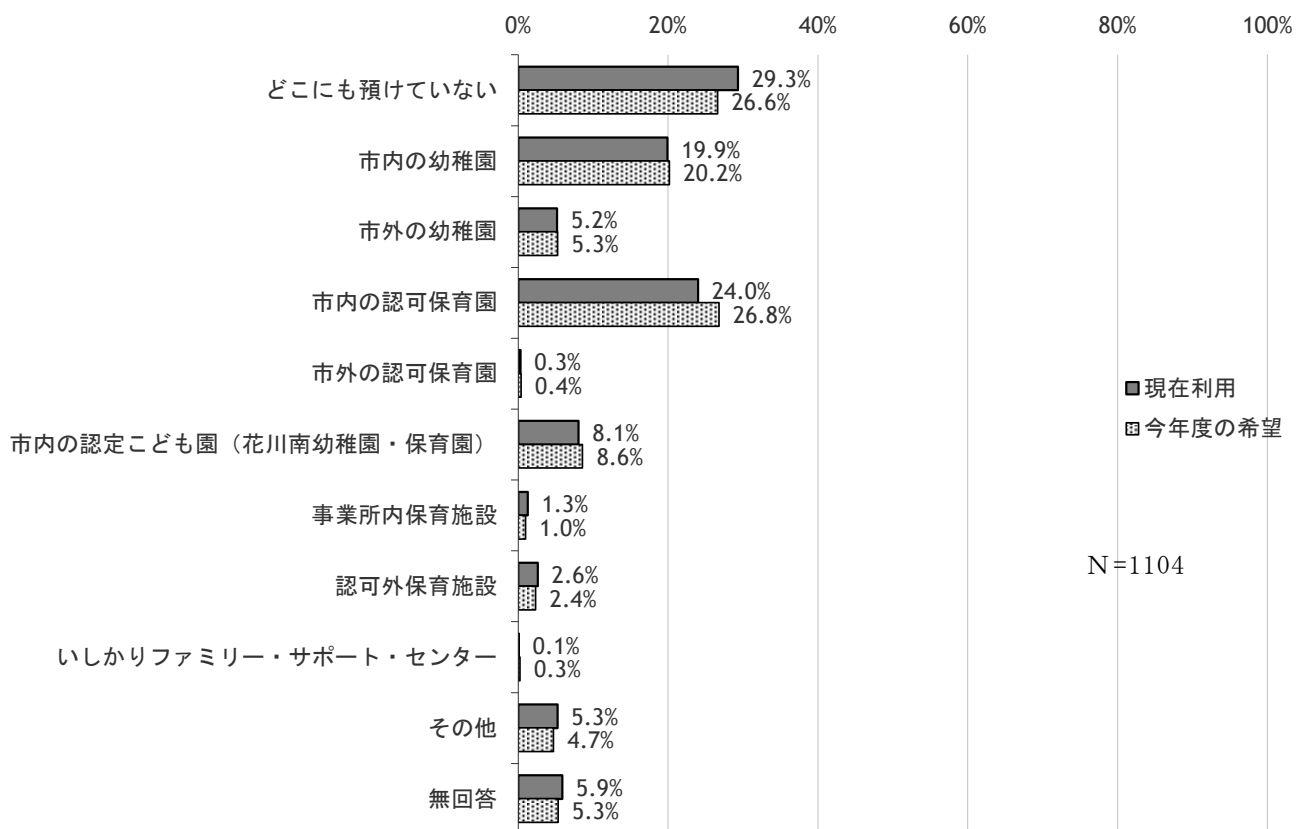
育児休業制度、保険料免除など、金銭的な育児支援については、「いずれも知らなかった」と答えた方が約4割と最も多く、今後の周知へ課題が残る結果となりました。

N = 873



3. 幼稚園・保育所などの利用

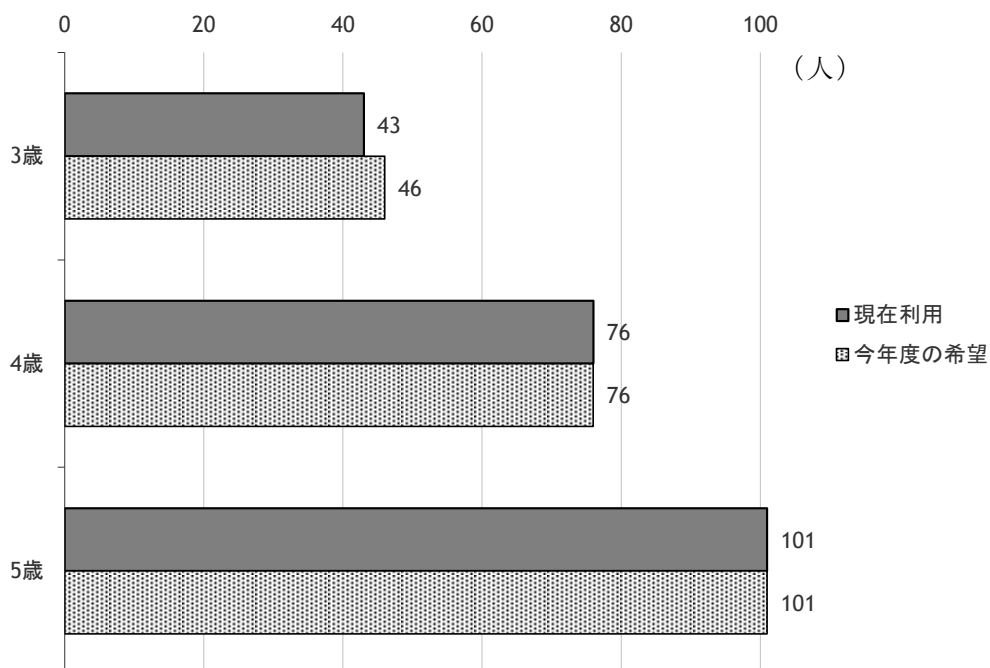
平日利用しているサービスと利用の希望



平日利用しているサービスと今年度の希望を聞いたところ、市内の幼稚園、保育園、認定こども園それぞれにおいて、現状をわずかに上回るニーズが見て取れました。

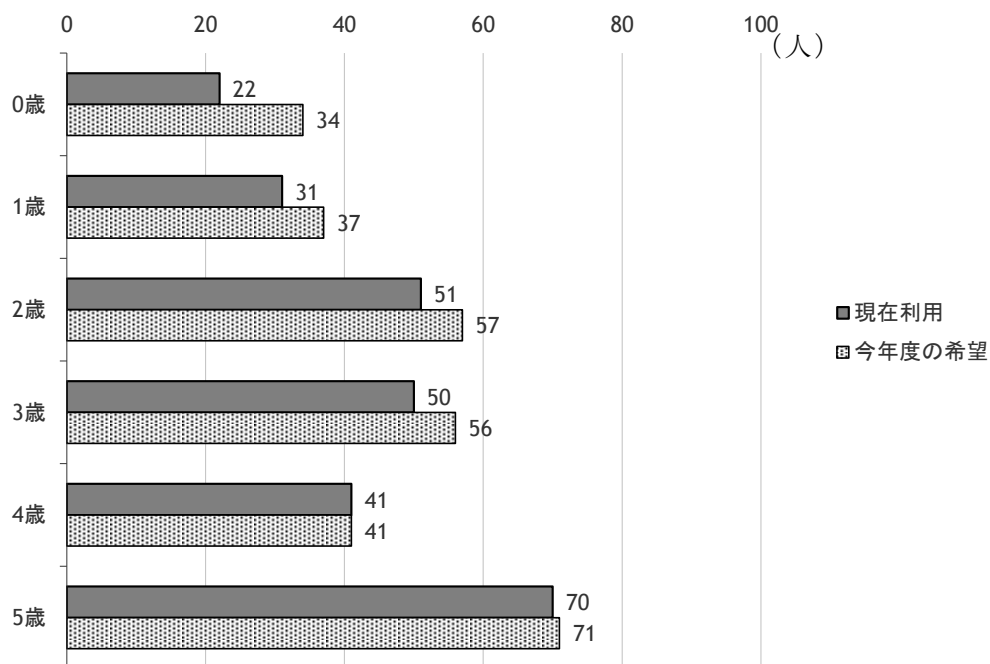
幼稚園の利用と希望

「平日利用しているサービスと利用の希望」から、市内の幼稚園の利用と希望を年齢別に切り出して見てみると、3歳児において、わずかに希望が利用を上回っています。



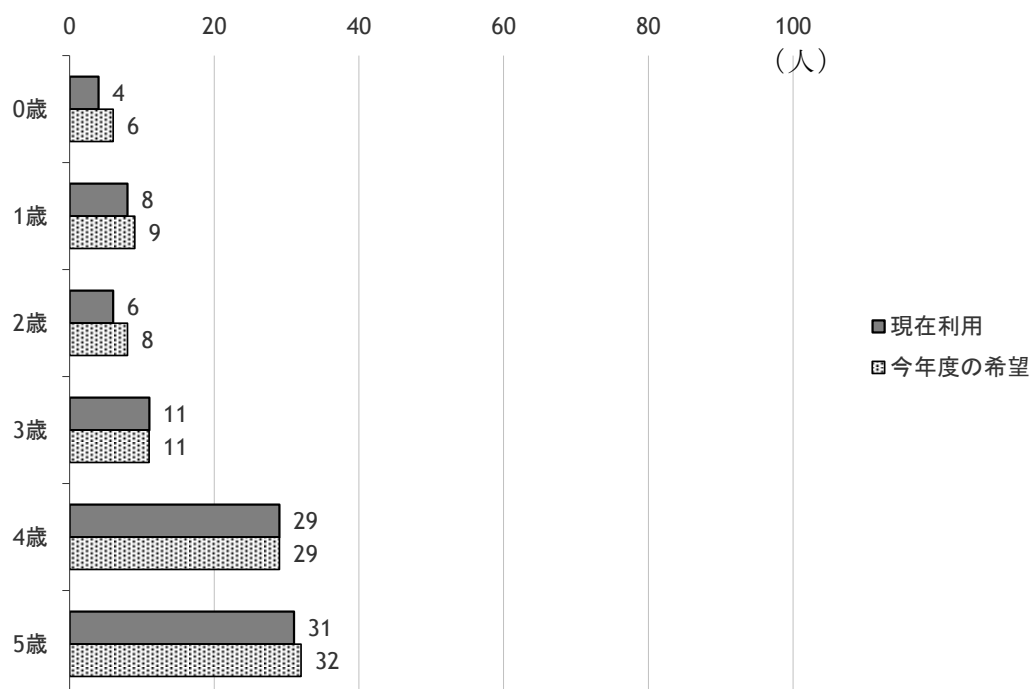
認可保育園の利用と希望

認可保育園について年齢別に切り出して見てみると、特に0歳児において、希望が利用を上回っていることがわかります。



認定こども園の利用と希望

認定こども園について年齢別に切り出して見てみると、利用と希望がほぼ同数となっています。

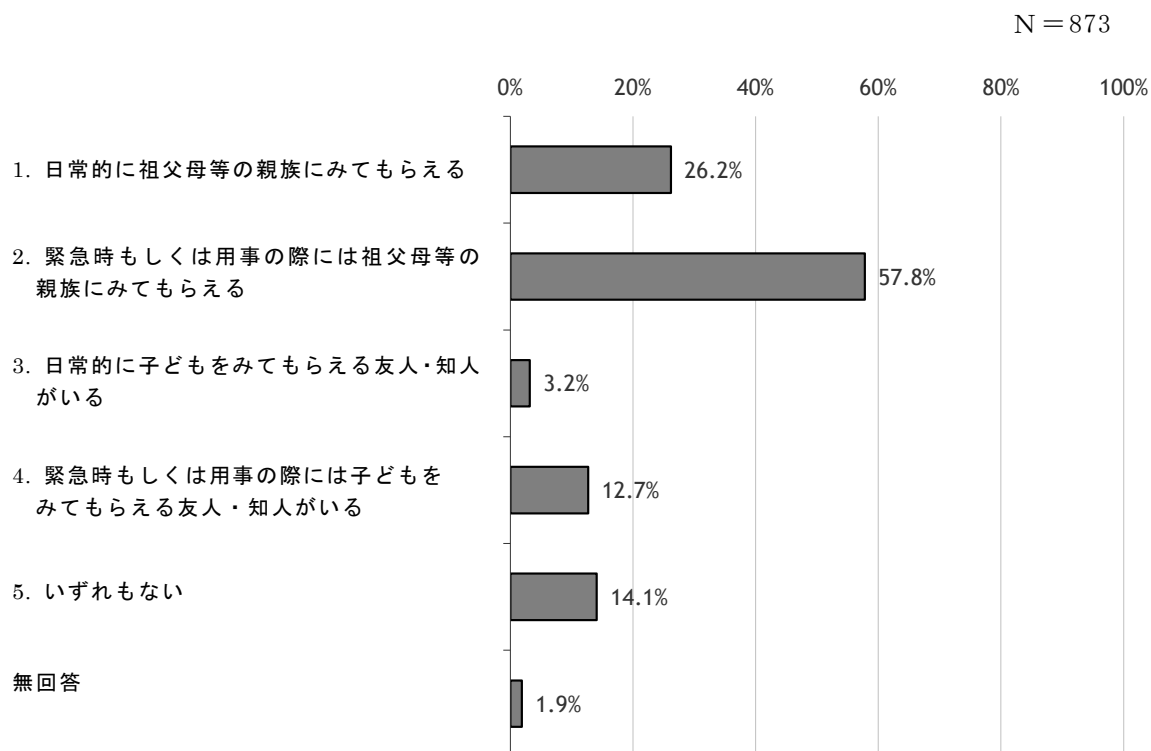


総合的にみると、石狩市の現状として、とりわけ低年齢の児童の認可保育園ニーズに、需給のギャップが見られるといえます。

4. 子育て環境

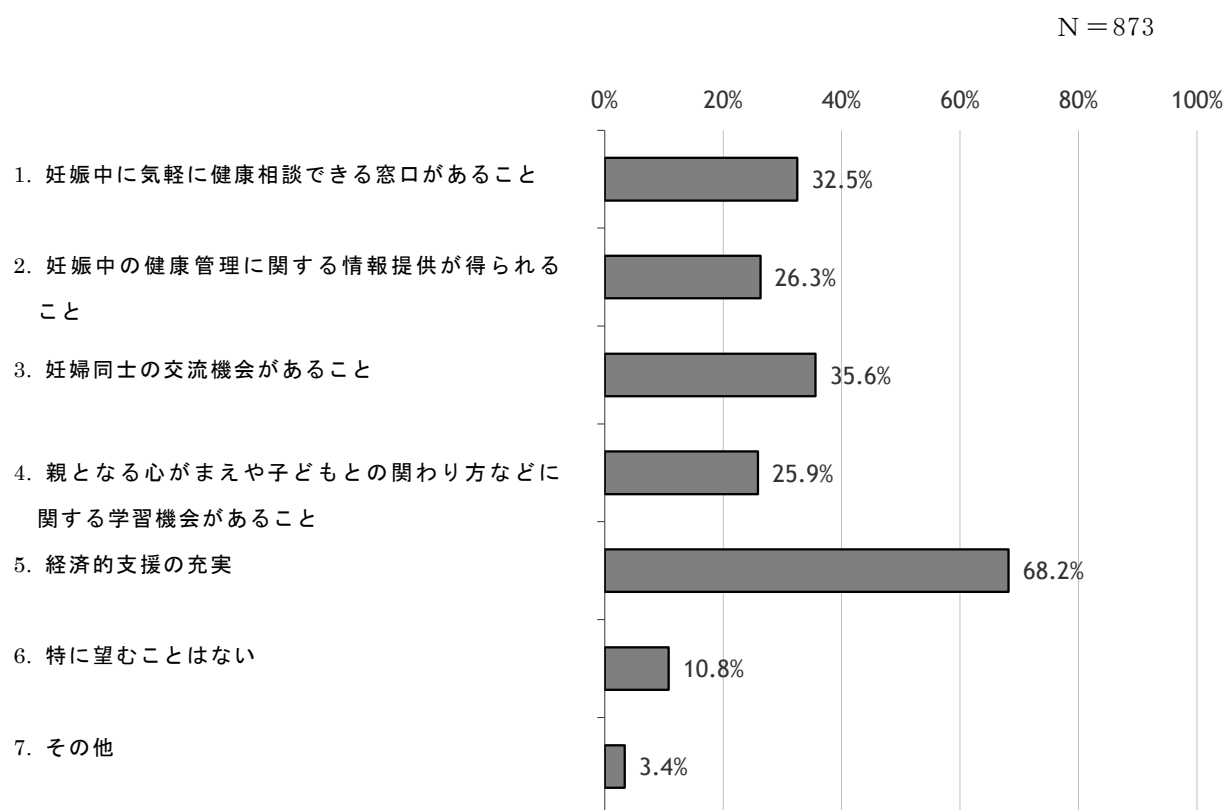
お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか

「いずれもない」と答えた方が、14.1%いましたが、残りの8割強の方が、親族や知人にお子さんをみてもらえる環境にあります。



妊娠から出産期に対して望む支援

「経済的支援の充実」が約7割と群を抜いて多く、健康相談や、産後のお子さんとの接し方よりも、金銭的な負担に不安を感じておられる傾向が見られます。



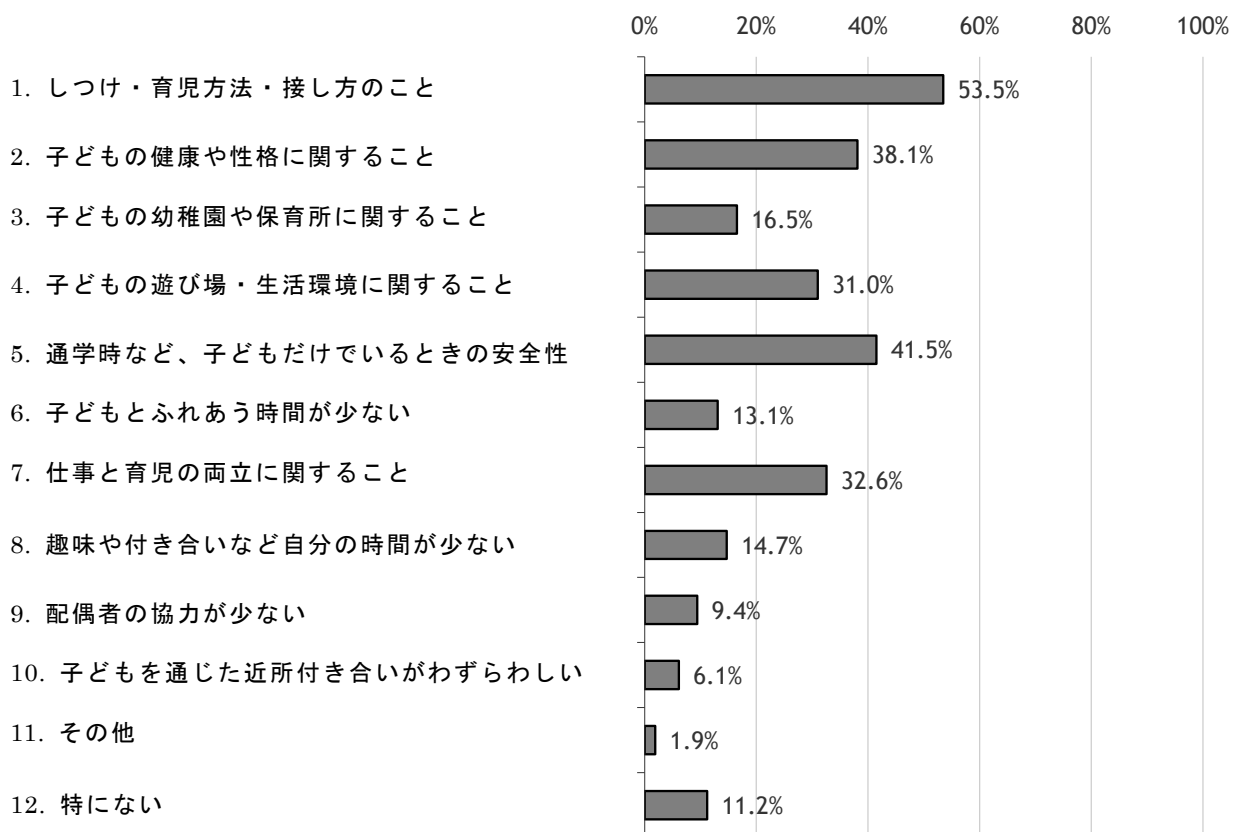
子育てする中で経済的な面以外に不安に思うこと

「しつけ・育児方法・接し方のこと」や「子どもの健康や性格に関すること」「仕事と育児の両立に関すること」といった日常的な子育てのことへの不安が最も高く、約5割の方が選択しています。

また「子どもの遊び場・生活環境に関すること」「通学時、子どもだけでいるときの安全性」など、都市環境のことに関する不安も高く、約4割となっています。

一方で、「子どもの幼稚園や保育所に関すること」は約2割ほどで、子どもの社会生活よりも、子どもとの日々の暮らしへの不安がより高まっている傾向が見られます。

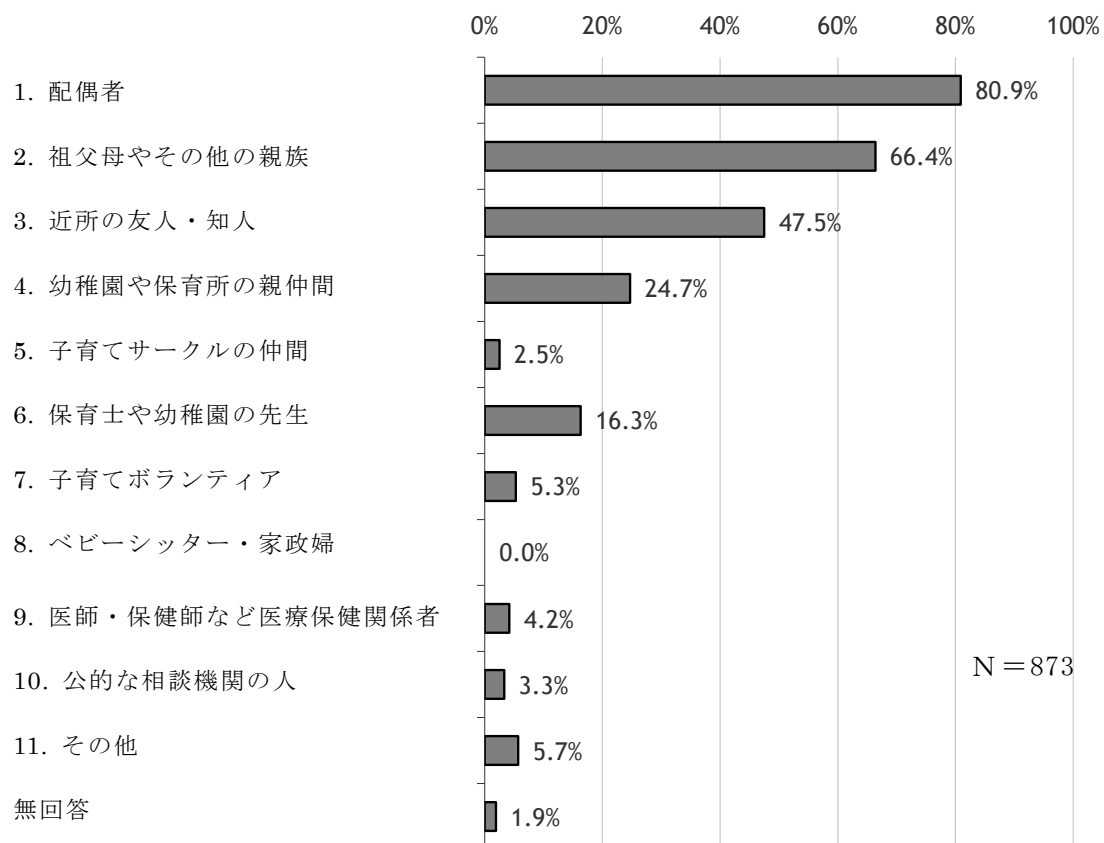
N = 873



子育ての悩みの相談相手

約8割の方が「配偶者」を選択しています。

また、親族知人を除くと、「保育士や幼稚園の先生」が最も多く、16.3%の方が選択しています。

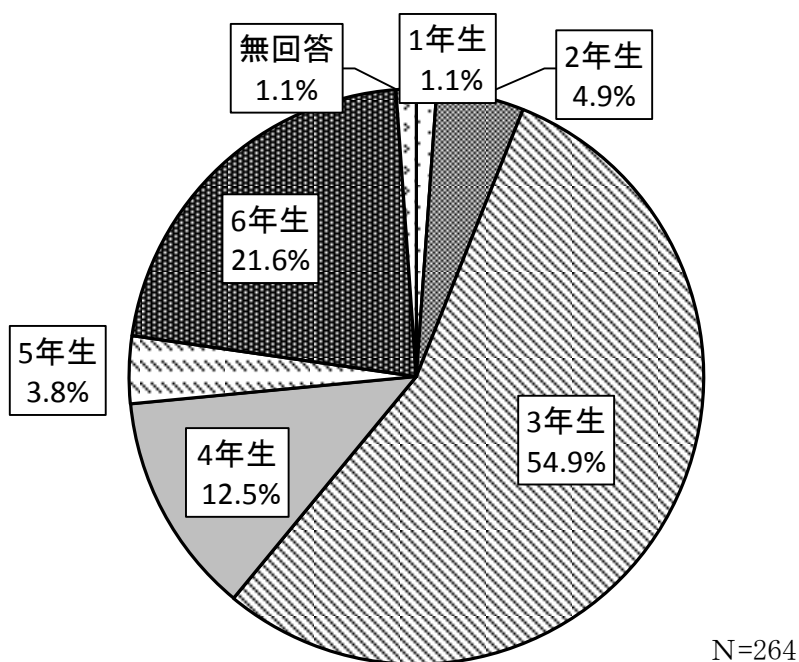


2 放課後児童クラブ利用者アンケート調査

就学前児童だけでなく、就学児童の保育ニーズについても把握するため、平成 25 年 12 月に「放課後児童クラブ利用者アンケート調査」を実施しました。放課後児童クラブを現在利用している児童のいる 413 世帯に配布し、264 世帯から回収、回収率は 63.9%でした。

以下は、その概要です。

何年生まで利用したいと考えているか



現在、石狩市の放課後児童クラブにおいては、2つのクラブを除いて小学3年生までの受け入れを行っています。

利用者の半数以上は、3年生までの利用を希望していますが、4割弱程度は高学年までの利用を希望しています。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 計画の基底

平成 21 年度に策定した石狩市次世代育成支援行動計画後期計画である「こども・あいプラン」においては、「子どもの権利条約」の基本的な考え方を基底とし、子どもの権利の具現化を図ってきました。

その継承計画である本計画においても、同条約の基本的な考え方である 4 つの柱を基底とし、子どもの健全な成長を促進する環境づくりに一層取り組んでいきます。

子どもの権利条約

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18 歳未満を「児童(子ども)」と定義し、前文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989 年の第 44 回国連総会において採択され、1990 年に発効しました。日本は 1994 年に批准しました。

4つの柱

●生きる権利

子どもたちは健康に生まれ、安全、健やかに成長する権利を持っています。

●守られる権利

子どもたちは、あらゆる種類の差別や虐待、搾取から守られなければなりません。障がいをもつ子どもなどは特別に守られる権利を持っています。

●育つ権利

子どもたちは教育を受ける権利を持っています。また、休んだり遊んだりすること、様々な情報を得、自分の考えや信じることが守られることも、自分らしく成長するためにもとても重要です。

●参加する権利

子どもたちは、自分に関係のある事柄について自由に意見を表したり、集まってグループをつくったり、活動することができます。そのときには、家族や地域社会の一員としてルールを守って行動する義務があります。

3-2 基本理念

子育て・子育てにおける最終目標は、「子どもの自立」と「親自身の育ち」ですが、そのための支援には、行政による支援（公助）だけでなく地域一体となった子育て支援環境の醸成（共助）が不可欠です。

そのためには、単に短期的な保育環境の整備だけではなく、今後の石狩市の子育てのあり方へとつながっていく長期的な視野を持った「地域の子育て環境整備」であることを旨とする計画策定を行う必要があります。

本計画においては、子どもの最善の利益である健全な成長環境の保障を施策の中心としながら、「子どもの自立」と「親自身の育ち」を到達点にすえた地域づくりを目指し、基本理念を次のように定めます。

《基本理念》

**子どもの最善の利益が保障され、
子どもの自立と親育ちを、地域全体で見守り支え合うまちづくり**

3-3 基本視点

本計画の施策を貫く視点は、「こども・あいプラン」を継承し、次のように定めます。

●子どもの権利の実現

全ての取り組みの基本的な考えとして、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利の具現化を目指します。

●連続性と多様性

子どもの成長に沿った、切れ目のない支援を行うため連続性のある取り組みに努めます。また、個々のニーズに対応した、多様なサービスを追及します。

●協働

市民や関係団体などの主体性を尊重し、役割と責任を分担して、相互に補完・協力して取り組みます。

●石狩らしさ

既存の地域ネットワークや施設、サービスの活用など、本市の資源を最大限に活用し、「石狩らしい」取り組みを目指します。

3-4 基本目標

1 子育てにやさしいまちづくり

すべての家庭が健康で、安心して楽しく子育てができ、自立していくまで地域社会がやさしく見守り支えていく環境を整え、次世代へと長く続いていく地域の子育て支援の気風づくりに努めることが大切です。

このため、社会資源を最大限に活用し、子育てサービスの充実や子育てにやさしいまちづくりへの機運が高められる取り組みや環境の整備に努めます。

また、仕事と子育ての両立をサポートするため、「こども・あいプラン」で待機児童解消を達成した保育体制を今後も維持するとともに、急な仕事や子どもの疾病など、緊急時におけるサポート体制の強化を図ります。

このほか、子育ての最終目標は自立であるといった基本的な考えのもと、親子がともに育つことのできる環境整備も促進していきます。

2 子どもと家庭の支援

すべての子どもが自分らしく生きることができるよう、社会的支援が必要な子どもへのきめ細やかな支援や、児童虐待やいじめ、不登校など、適切な保護や支援が必要な児童で、被虐待をはじめ非行、不登校の児童である要保護児童等の把握と切れ目ない支援体制の整備、さらにひとり親家庭の自立を支えるための取り組みに努めます。

3 子どもの生きる力を育む

子どもが心身ともに健康に成長し、社会人として自立するためには「生きる力」の育みが望まれます。「生きる力」は、家庭や学校、地域での関わりや体験などから学び、体得していくものであると考えます。

本市では、この「生きる力」に必要な「確かな学力」「コミュニケーション力」「心身の健やかな育成」を重点テーマとして捉え、学校での教育活動を始め、地域のマンパワーや既存施設などの活用により、基礎学力の定着や、子どもの居場所づくりを通じた人とのふれあいや表現の機会の提供、さらに子どもの情操と体力の向上に努めます。

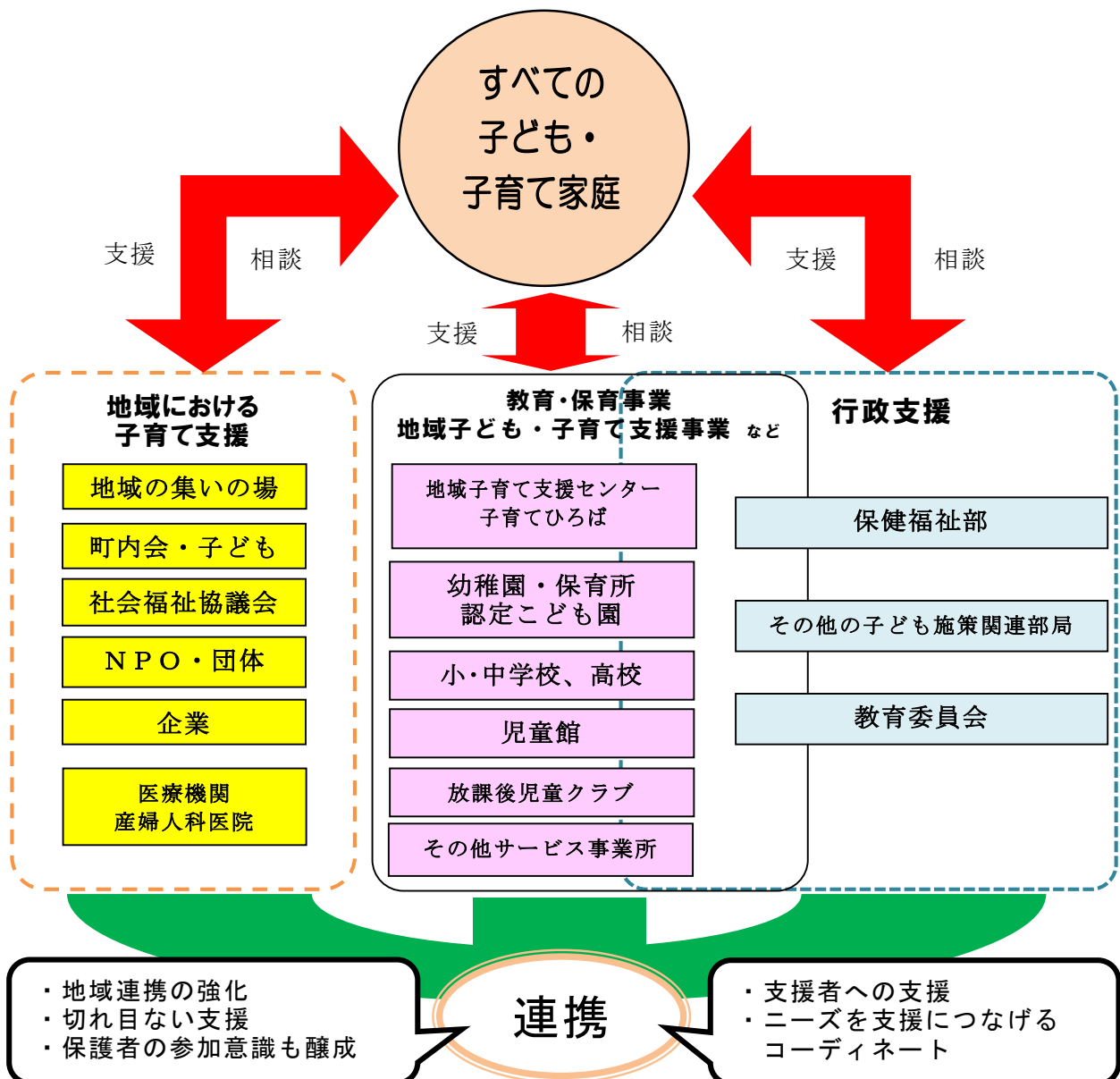
また、子どもにとって最善の利益が保障されるよう、様々な局面において子どもの主体性に配慮するとともに、施策などを検討する課程で、子どもの意見が反映されたり、子ども自身が参加できる仕組みを検討します。

基本目標を実現するための 石狩市 子ども・子育て支援体制図

石狩市の子ども・子育て支援は、保護者（自助）、地域（共助）、市（公助）の三者が緊密な連携をとり、一体となって、すべての子どもの健やかな育ちと子育てを支援していきます。「子どもの最善の利益」が実現されるまちをめざし、地域包括ケアシステムの考え方（※）のもと、地域社会全体が連携したネットワークのもとで取り組みます。

※本市の地域包括ケアシステムの考え方は、子ども、高齢者、障がい者等すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる姿の実現をめざすものです。

子育て支援体制 連携イメージ図



第4章 事業量の見込みと確保方策

4-1 教育・保育提供区域等の設定

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み(必要利用定員総数)」や「確保方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

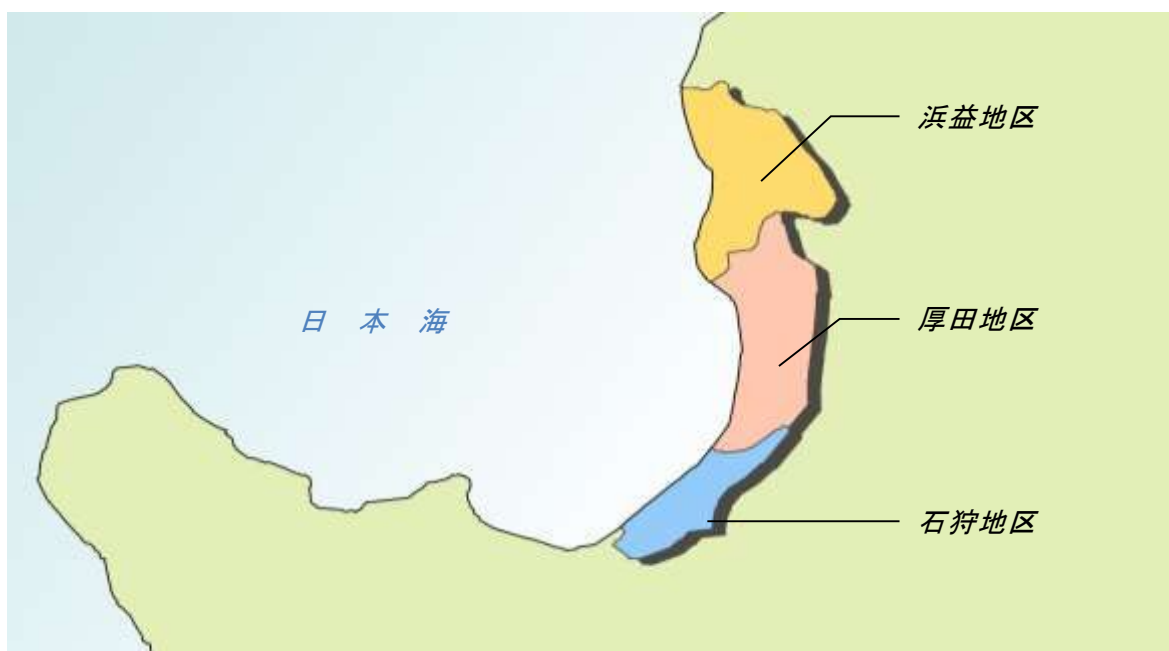
内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとなっています。

本市は、市域の広さ、就学前児童数や施設立地のバランス等を考慮し、教育・保育提供区域を「旧行政区域にもとづく3区域」とします。

本市の教育・保育提供区域

提供区域名	区域面積 (km ²)	就学前児童数 (人)	幼稚園 の数	認可保育所 の数	認定こども 園の数	認可外保育 施設の数
石狩地区	117.86	2,549	4	8	1	2
厚田地区	292.84	41	0	0	0	2
浜益地区	311.16	36	0	0	0	1
合 計	721.86	2,626	4	8	1	5

(平成26年4月1日現在)



2 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、45ページから掲載している量の見込みを勘案した上で、事業の性質や実施状況を踏まえ、以下を各事業の提供区域とします。

地域子ども・子育て支援事業名	提供区域
1. 利用者支援（新規）	全市1区
2. 地域子育て支援拠点事業	全市1区
3. 妊婦健康診査	全市1区
4. 乳児家庭全戸訪問事業	全市1区
5. 養育支援訪問事業	全市1区
6. 子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市1区
7. ファミリー・サポート・センター事業	全市1区
8. 一時預かり事業	全市1区
9. 延長保育事業	旧行政区にもとづく3区域 （教育・保育提供区域と同様の運用になるため）
10. 病児・病後児保育事業	全市1区
11. 放課後児童クラブ	旧行政区にもとづく3区域 （教育・保育提供区域と同様の運用をするため）
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）	全市1区
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）	全市1区

4-2 子どもの人口の見通し

計画期間である平成 27 年度から平成 31 年度の児童人口を、コーホート変化率法により推計したのが、以下の表です。（教育・保育提供区域を旧行政区としているため、旧行政区ごとに積算したものを掲載しています）

全地区において、児童人口の減少が見込まれます。

子どもの人口の見通し（石狩市全体）

合 計						
年齢	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0 歳	336	324	340	324	302	288
1 歳	384	357	345	361	343	320
2 歳	434	400	373	361	377	359
3 歳	450	448	414	385	372	388
4 歳	467	454	458	422	394	379
5 歳	555	471	462	465	430	401
0～2 小計	1,154	1,081	1,058	1,046	1,022	967
3～5 小計	1,472	1,373	1,334	1,272	1,196	1,168
0～5 小計	2,626	2,454	2,392	2,318	2,218	2,135
6～8 小計	1,664	1,665	1,597	1,514	1,425	1,385
9～11 小計	1,774	1,800	1,759	1,683	1,681	1,611
6～11 小計	3,438	3,465	3,356	3,197	3,106	2,996
12～14 小計	1,707	1,741	1,734	1,794	1,820	1,786
15～17 小計	1,726	1,681	1,705	1,697	1,721	1,722
0～17 計	9,497	9,341	9,187	9,006	8,865	8,639

※平成 26 年度の子どもの人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在の値です。

子どもの人口の見通し（旧行政区ごと）

石狩地区						
年齢	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0 歳	327	312	328	312	292	280
1 歳	376	348	333	349	331	310
2 歳	417	392	364	349	365	347
3 歳	436	431	406	377	360	376
4 歳	454	443	443	414	387	368
5 歳	539	458	451	450	422	394
0～2 小計	1,120	1,052	1,025	1,010	988	937
3～5 小計	1,429	1,332	1,300	1,241	1,169	1,138
0～5 小計	2,549	2,384	2,325	2,251	2,157	2,075
6～8 小計	1,618	1,621	1,556	1,476	1,387	1,352
9～11 小計	1,708	1,736	1,700	1,637	1,638	1,570
6～11 小計	3,326	3,357	3,256	3,113	3,025	2,922
12～14 小計	1,640	1,677	1,671	1,733	1,670	1,728
15～17 小計	1,655	1,618	1,647	1,641	1,670	1,668
0～17 計	9,170	9,036	8,899	8,738	8,610	8,393

厚田地区						
年齢	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0 歳	2	6	6	6	4	4
1 歳	4	2	6	6	6	4
2 歳	8	4	2	6	6	6
3 歳	8	8	4	2	6	6
4 歳	8	6	7	4	2	6
5 歳	11	8	6	7	4	2
0～2 小計	14	12	14	18	16	14
3～5 小計	27	22	17	13	12	14
0～5 小計	41	34	31	31	28	28
6～8 小計	26	24	22	23	21	17
9～11 小計	42	43	39	26	23	22
6～11 小計	68	67	61	49	44	39
12～14 小計	35	35	37	39	42	39
15～17 小計	48	41	36	33	31	35
0～17 計	192	177	165	152	145	141

浜益地区						
年齢	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
0 歳	7	6	6	6	6	4
1 歳	4	7	6	6	6	6
2 歳	9	4	7	6	6	6
3 歳	6	9	4	6	6	6
4 歳	5	5	8	4	5	5
5 歳	5	5	5	8	4	5
0～2 小計	20	17	19	18	18	16
3～5 小計	16	19	17	18	15	16
0～5 小計	36	36	36	36	33	32
6～8 小計	20	20	19	15	17	16
9～11 小計	24	21	20	20	20	19
6～11 小計	44	41	39	35	37	35
12～14 小計	32	29	26	22	20	19
15～17 小計	23	22	22	23	20	19
0～17 計	135	128	123	116	110	105

※平成 26 年度の子どもの人口は、平成 26 年 4 月 1 日現在の値です。

4-3 事業量見込みの算出方法について

本計画における事業量を推計するにあたり、推計人口とニーズ調査から導き出されたサービス利用意向をもとに、計画期間におけるニーズ量を算出しました。

算出項目と算出方法は以下の通りです。

なお、2「妊婦健康診査」、3「乳児家庭全戸訪問事業」、4「養育支援訪問事業」、6「ファミリー・サポート・センター事業」は、事業形態の性質上、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。

「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、新規事業のため、ニーズ調査とは別に量の見込みを算出しました。

1 算出項目

(1) 教育・保育施設および事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	1号認定（認定こども園（短時部）及び幼稚園）	3～5歳
2	2号認定のうち、幼稚園利用希望の家庭（認定こども園（短時部）及び幼稚園）	3～5歳
3	2号認定（認定こども園（長時部）及び保育所）	3～5歳
4	3号認定（認定こども園（長時部）及び保育所＋地域型保育事業）	0～2歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
2	妊婦健康診査	—
3	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
4	養育支援訪問事業	0～18歳
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳
6	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	0～18歳
7	一時預かり事業	0～5歳
8	延長保育事業	0～5歳
9	病児・病後児保育事業	0～18歳
10	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	1～6年生

2 算出方法

まず、提供区域（中学校区など）ごとに、同年あるいは同期間に出生した集団ごとの変化率を、直前数年の増減から求め、その変化率が継続するものとして将来人口を推計する手法であるコーホート変化率法によって、平成 27 年度から平成 31 年度の 0～11 歳の子どもの人口を推計しました。

次に、ニーズ調査結果の父親・母親の就労形態及び就労希望の形態（フルタイム、パートタイム、無業）から家庭類型を区分し、それぞれの家庭類型別の児童数を算出しました。

家庭類型ごとに利用状況・利用意向（希望）から利用意向率を求め、それを年度ごとの児童数の推計値に掛け合わせることで、量の見込みを算出しました。

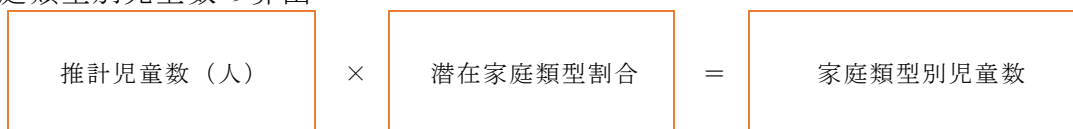
なお、教育・保育の量の見込みは、認定区分（※）別に、提供区域、年度ごとに算出し、地域子ども・子育て支援事業では、事業別に、提供区域、年度ごとに算出しています。

※認定区分：子ども・子育て支援新制度では、3つの認定区分に応じて、施設などの利用先が決まります。

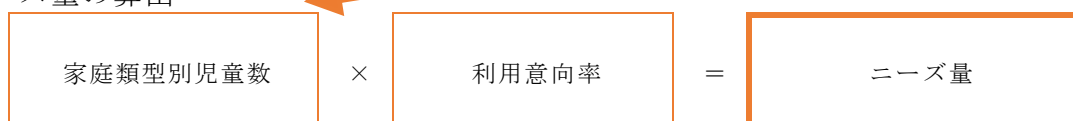
認定区分	対象	利用先
1号（教育標準時間認定）	お子さんが満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号（保育認定）	お子さんが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所、認定こども園
3号（保育認定）	お子さんが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望される場合	保育所、認定こども園、地域型保育

3 量の見込みの算出イメージ

・家庭類型別児童数の算出



・ニーズ量の算出



4-4 事業量見込みと確保方策(教育・保育給付対象事業)

以下には、旧行政区にもとづく提供区域3区ごとの、計画期間内の量の見込みと確保方策を記載します。

全体として、児童人口の減少にともない量の見込みは減少していく傾向にあり、現行の提供体制の維持を基本とする方針をとります。ただし、以後の児童人口に大きな増減が生じた場合には、柔軟な対応ができるよう、人口の推移を注視するものとします。

1 石狩地区

量の見込みと供給体制

(単位：人)

		平成 2 7 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		723	492	57	350	1,622
②確保の内容	教育・保育施設	690	410	66	274	1,440
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		3		43	46
②－①		-33	-79	15	-20	-117

		平成 2 8 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		705	480	60	329	1,574
②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		3		19	22
②－①		-15	-17	12	1	-19

		平成 2 9 年度				合計
		1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		673	458	57	330	1,518
②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		3		19	22
②－①		17	5	15	0	37

		平成３０年度				
		１号	２号	３号		合計
		３～５歳	３～５歳	０歳	１、２歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		634	432	54	329	1,449
②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		3		19	22
②－①		56	31	18	1	106

		平成 3 1 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		617	420	52	311	1,400
②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		3		19	22
②－①		73	43	20	19	155

➤ 地区の課題

○平成27、28年度において、確保体制に不足があります。

◇ 確保方策

○平成27、28年度の需要超過については、利用定員の弾力運用などでの対応が想定されます。また、27年度は認可外保育所において小規模保育事業実施が検討されています。

○平成28年度、地区内の幼稚園が認定こども園化の意向があり、2号認定定員の増加と、3号認定の施設区分間で変更があります。

地区の児童人口は減少傾向のため、認定区分ごとの定員に変化があったとしても、見込み量を受容することができます。

2 厚田地区

量の見込みと供給体制

(単位：人)

		平成 2 7 年度				合 計
		1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		12	8	0	3	23
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	120				120
②－①						97

		平成 2 8 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		9	6	0	4	19
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	120				120
②－①						101

		平成 2 9 年度				合 計
		1 号	2 号	3 号		
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		7	5	0	6	18
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	120				120
②－①						102

		平成３０年度				合計
		１号	２号	３号		
		３～５歳	３～５歳	０歳	１、２歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		7	4	0	6	17
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	120				120
②－①						103

		平成 3 1 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		7	5	0	5	17
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	120				120
②－①						103

➤ 地区の課題

○大きく利用定員を割り込む見込み量であるが、保育事業に受容余力のある石狩地区までは距離的に遠く、本地区内で充足させるしかありません。

◇ 確保方策

○区域面積が広く、他地区との保育事業統合などは検討困難な厚田地区においては、現行のへき地保育所を維持することで保育水準の維持をすることを基本とします。

3 浜益地区

量の見込みと供給体制

(単位：人)

		平成 2 7 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		10	7	0	5	22
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	70				70
②－①						48

		平成 2 8 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		9	6	0	6	21
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	70				70
②－①						49

		平成 2 9 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		10	7	0	6	23
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	70				70
②－①						47

		平成３０年度				合計
		1号	2号	3号		
		3～5歳	3～5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		9	6	0	6	21
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	70				70
②－①						49

		平成 3 1 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		9	6	0	6	21
②確保の内容	教育・保育施設					
	地域型保育					
	認可外保育施設	70				70
②－①						49

➤ 地区の課題

○大きく利用定員を割り込む見込み量であるが、保育事業に受容余力のある石狩地区までは距離的に遠く、本地区内で充足させるしかありません。

◇ 確保方策

○厚田地区同様に、区域面積が広く石狩地区から遠い浜益地区においても、現行のへき地保育所を維持することで保育水準の維持をすることを基本とします。

4 合計

量の見込みと供給体制

(単位：人)

		平成 2 7 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		745	507	57	358	1,667
②確保の内容	教育・保育施設	690	410	66	274	1,440
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		181		55	236
②－①		-55	84	15	-16	28

		平成 2 8 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		723	492	60	339	1,614
②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		181		31	212
②－①		-33	149	12	3	131

		平成 2 9 年度				
		1 号	2 号	3 号		合 計
		3～5 歳	3～5 歳	0 歳	1、2 歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		690	470	57	342	1,559
②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		181		31	212
②－①		0	171	15	0	186

		平成３０年度				
		１号	２号	３号		合計
		３～５歳	３～５歳	０歳	１、２歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		650	442	54	341	1,487
②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		181		31	212
②－①		40	199	18	1	258

		平成31年度				
		1号	2号	3号		合計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1、2歳	
		学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）		633	431	52	322	1,438
②確保の内容	教育・保育施設	690	460	66	298	1,514
	地域型保育			6	13	19
	認可外保育施設		181		31	212
②－①		57	210	20	20	307

➤ 全市の課題

○児童人口減少にともない、事業余力がでてくるため、他事業への活用など市内全体のニーズを見通した事業のあり方についての検討が必要になる可能性がある。

◇ 確保方策

○児童人口減少が続く場合：市内の施設には私立が多く、全市をあげた提供のあり方を検討する必要がある。

○児童人口が増加に転じた場合：ニーズの発生している地区を的確に把握し、速やかに確保策を再検討する。

4-5 事業量見込みと確保方策(地域子ども子育て支援事業)

1. 利用者支援(新規)

■ 事業内容と実施状況

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うこと、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うこと、関係機関との連絡調整等が主たる事業内容です。新規に法定化される事業であるため、現在、本市では実施していません。

■ 今後の方向性・確保方策

子育て家庭にとっては、子育てに関する相談は多岐にわたることも多く、どこに相談していいかわからない場合があります。また、本計画により様々な教育・保育施設、子育て支援を充実していきませんが、保護者自らが膨大な情報を収集し、的確に選択・判断することが困難な場合も想定されます。

利用者支援事業はこうしたニーズに対応するとともに、すべての子どもと子育て家庭に対する窓口として、個々の家庭の状況把握・分析を行い、必要な情報提供と適切な子育て支援のあっせん、専門的な相談・支援を行います。

《 量の見込みと確保方策 》

市役所または地域子育て支援拠点に子育てに関する相談員 1 名を配置することを検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所
②確保の内容	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所	1 力所

< 参考 >

実績 (H25)	実績なし (新規事業)
----------	-------------

2. 地域子育て支援拠点事業

■事業内容と実施状況

乳幼児親子が、地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業であり、本市では、地域子育て支援センターや子育てひろばなど、5カ所を開所しています。

■今後の方向性・確保方策

地域子育て支援拠点では、親子交流や育児相談、子育てに関する情報提供を行うなど、子育て支援の主たる場としての役割は非常に重要です。

現状の利用は利用可能数を下回るため、提供量としては現行体制の維持を基本としますが、どこにも通園していない乳幼児の保護者が地域社会へふれあうための最初の通過点になりうる事業という意味では、社会的な意義も大きいため、利用のしやすさや周知方法など、あり方についてはたえず工夫を重ねていきます。

《量の見込みと確保方策》

現行体制を維持しつつ、利用のしやすさや周知方法などの改善を検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (月あたり延べ)	1,642 人日	1,623 人日	1,596 人日	1,549 人日	1,468 人日
②確保の内容 (月あたり延べ)	5カ所 1,725 人日	5カ所 1,725 人日	5カ所 1,725 人日	5カ所 1,725 人日	5カ所 1,725 人日

<参考>

実績 (H25)	利用人数	5カ所 881 人日
-------------	------	---------------

3. 妊婦健康診査

■事業内容と実施状況

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康保持を図るために公費負担（妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 6 回分）を実施しています。妊娠中の異常の早期発見や予防に努め、安心して妊娠・出産できるよう妊娠期からの支援を実施しています。

■今後の方向性・確保方策

標準的な妊婦一般健康診査 14 回及び超音波検査 6 回分の公費負担を継続しつつ、道と連携し公費負担内容の見直しを図ります。

《量の見込みと確保方策》

すべての妊婦に対し、公費による一部負担（妊婦一般健康診査 14 回分、超音波検査 6 回分）を継続します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ)	一般健康診査 4,284 人回	一般健康診査 4,082 人回	一般健康診査 3,805 人回	一般健康診査 3,629 人回	一般健康診査 3,478 人回
	超音波検査 1,978 人回	超音波検査 1,886 人回	超音波検査 1,758 人回	超音波検査 1,676 人回	超音波検査 1,606 人回
	(340 人)	(324 人)	(302 人)	(288 人)	(276 人)
②確保の内容	すべての妊婦に対し、一般健康診査分 14 回、超音波検査 6 回分の公費負担を実施				

＜参考＞

実績（H25）	妊婦一般健康診査 4,184 件、超音波検査 1,931 件
---------	--------------------------------

※量の見込みについては、

- ・妊婦一般健康診査：人口推計×14 回(公費負担回数)×0.9（過去 4 年間利用割合）
- ・超音波検査：人口推計×6 回(公費負担回数)×0.97（過去 4 年間利用割合）にて算出

4. 乳児家庭全戸訪問事業

■事業内容と実施状況

概ね生後4カ月までの乳児を持つ家庭を対象に、母親のメンタルヘルス支援を重点に心身の健康状態と生活状況を把握し、個々に応じた生活や育児への支援を、保健師等専門職が「赤ちゃん訪問事業」として家庭訪問指導を実施しています。

■今後の方向性・確保方策

積極的に、できるだけ早期(概ね4週間)に連絡し全戸訪問ができるように、訪問体制等強化を図ります。訪問時以外でも相談ができるよう相談窓口として、保健センターや子育て支援機関の周知を図るとともに、支援が必要な保護者に対しては関係機関や地域が連携して支えていきます。

《量の見込みと確保方策》

早期の連絡等訪問体制強化により、全戸訪問を図ります

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	324人	340人	324人	302人	288人
②確保の内容	全戸訪問の実施				

<参考>

実績(H25)	335人(対象:当該年度3/1から翌年2月末まで出生届把握数339人)
---------	-------------------------------------

※量の見込みについては、人口推計に基づき算出

5. 養育支援訪問事業

■事業内容と実施状況

乳児家庭全戸訪問事業の結果に基づき、養育支援が必要と考えられた家庭に対しては、専門的な訪問指導を継続的に実施します。また、「こども見守りネットワーク協議会」を開催し、関係機関等と連携・協議して、児童虐待の予防、早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応や、児童虐待問題についての市民啓発を実施しています。

■今後の方向性・確保方策

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、また、児童虐待ケースの場合については遅延なく対応できるよう、関係機関が十分に連携し、細かな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取り組み強化を図ります。

《量の見込みと確保方策》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	19 人	19 人	20 人	20 人	20 人
②確保の内容	養育支援が必要な家庭に対して訪問支援				

＜参考＞

実績（H25）	18 人
---------	------

※量の見込みについては、担当課ヒアリングと実績値を勘案し評価

こども見守りネットワーク協議会

実績（H25）	ケース会議開催数 18 回
---------	---------------

こども相談センター事業

実績（H25）	児童家庭相談受理件数 111 件、児童虐待相談受理件数 20 件
---------	----------------------------------

6. 子育て短期支援事業(ショートステイ)

■事業内容と実施状況

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

現行体制の維持を基本とします。

《量の見込みと確保方策》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ)	58 人日	58 人日	58 人日	58 人日	58 人日
②確保の内容 (年間延べ)	2 カ所 60 人日	2 カ所 60 人日	2 カ所 60 人日	2 カ所 60 人日	2 カ所 60 人日

<参考>

実績 (H25)	2 カ所 58 人日
----------	------------

※量の見込みについては、担当課ヒアリングと実績値を勘案し評価

7. ファミリー・サポート・センター事業

■事業内容と実施状況

乳幼児や児童の一時預かりや送迎など育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業であるが、本市では運営委託により1カ所にて実施しています。また、現在の事業形態は、一時預かり事業と病児・病後児保育事業に分類しているものもあり、ファミリー・サポート・センター事業としての量の見込みを把握するため、他事業に分類しているものを合算しました。

■今後の方向性・確保方策

現行体制の維持を基本とします。

《量の見込みと確保方策》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ)	561 人日	545 人日	524 人日	505 人日	486 人日
幼稚園以外での一時 預かり事業(一般型 等)※1	275 人日	268 人日	260 人日	249 人日	239 人日
病児・病後児保育事業 ※1	33 人日	32 人日	31 人日	29 人日	28 人日
ファミリー・サポート・セ ンター事業(就学児)	253 人日	245 人日	233 人日	227 人日	219 人日
②確保の内容 (年間延べ)	620 人日	620 人日	620 人日	620 人日	620 人日

<参考>

実績 (H25)	604 人日
----------	--------

※量の見込みについては、実績値と人口推計を勘案し評価

※1の値は、それぞれ「8. 一時預かり事業(2) 幼稚園以外での一時預かり事業(一般型等)」「10. 病児・病後児保育事業」の内数

8. 一時預かり事業

(1) 幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型：在園児対象）

■事業内容と実施状況

幼稚園における「一時預かり事業」は、通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。本市では、市内全5幼稚園において実施しています。

■今後の方向性・確保方策

現行体制の維持を基本とします。

《量の見込みと確保方策》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ)	31,190 人日	30,305 人日	28,896 人日	27,170 人日	26,534 人日
1号認定による利用	231 人日	225 人日	214 人日	202 人日	197 人日
2号認定による利用	30,959 人日	30,080 人日	28,682 人日	26,968 人日	26,337 人日
②確保の内容 (年間延べ)	5 力所 92,996 人日	5 力所 92,996 人日	5 力所 92,996 人日	5 力所 92,996 人日	5 力所 92,996 人日

<参考>

実績 (H25)	5 力所 24,816 人日
----------	-------------------

(2) 幼稚園以外での一時預かり事業（一般型等）

■事業内容と実施状況

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点等において、一時的に保育を行う事業です。本市では、市内保育園3園とファミリー・サポート・センターでの実施があります。

■今後の方向性・確保方策

現行体制維持を基本とします。

《量の見込みと確保方策》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (年間延べ)	1,918 人日	1,871 人日	1,820 人日	1,749 人日	1,678 人日
②確保の内容 (年間延べ)	4 力所 6,200 人日	4 力所 6,200 人日	4 力所 6,200 人日	4 力所 6,200 人日	4 力所 6,200 人日

＜参考＞

実績（H25）	4 力所 1,679 人日
---------	------------------

9. 延長保育事業

■事業内容と実施状況

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えての延長保育を、市内9園において実施しています。

■今後の方向性・確保方策

現在の実施状況を継続するとともに、仕事と子育てに関する両輪の施策として、ワーク・ライフ・バランスの推進についても取り組みを強化します。

《量の見込みと確保方策》

※教育・保育提供区域と同区分にて提供体制を考えるため、旧行政区別に記述しています。

石狩地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	471人	459人	445人	426人	410人
②確保の内容	9カ所 770人	9カ所 770人	9カ所 770人	9カ所 770人	9カ所 770人

<参考>

実績 (H25)	実施箇所	9園
	利用人数	528人

厚田地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7人	6人	6人	6人	6人
②確保の内容	1カ所 120人	1カ所 120人	1カ所 120人	1カ所 120人	1カ所 120人

浜益地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7人	7人	7人	7人	6人
②確保の内容	1カ所 70人	1カ所 70人	1カ所 70人	1カ所 70人	1カ所 70人

10. 病児・病後児保育事業

■事業内容と実施状況

病気・病気回復期の児童が家庭で保育を受けることが困難な期間において一時的に預かる事業として、市内保育園 1 カ所（病後児対象）、ファミリー・サポート・センター 1 カ所（病児・病後児対象）で事業を実施しています。

■今後の方向性・確保方策

仕事と子育てに関する両輪の施策として、ワーク・ライフ・バランスの推進についても取り組みを進めます。

《量の見込みと確保方策》

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み （年間延べ）	53 人日	52 人日	50 人日	48 人日	46 人日
②確保の内容 （年間延べ）	2 カ所 1216 人日	2 カ所 1216 人日	2 カ所 1216 人日	2 カ所 1216 人日	2 カ所 1216 人日

<参考>

実績（H25）	2 カ所 60 人日
---------	---------------

11. 放課後児童クラブ

■事業内容と実施状況

保護者や同居親族の就労または疾病等により家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業として、本市では、13カ所14クラブの放課後児童クラブにおいて実施しています。

■今後の方向性・確保方策

現在小学3年生までの実施のみのクラブがほとんどですが、ニーズ調査においても高学年までの利用を望む声は多く、今後、利用対象を拡大していきます。

地区別に見ると、平成27年度の石狩地区において、若干のニーズ超過が見られますが、以後の児童数の減少を考慮し、当該年度の受け入れ数弾力運用にて対応するものとします。

また、厚田・浜益地区においては放課後児童クラブがありませんが、へき地保育所の受け入れ余剰を活用することでニーズを満たす方針をとることとします。

《量の見込みと確保方策》

石狩地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (低学年)	395	379	359	337	329
量の見込み (高学年)	149	142	135	129	124
①量の見込み	544人	521人	494人	466人	453人
②確保の内容	510人 (14カ所)	510人 (14カ所)	510人 (14カ所)	510人 (14カ所)	510人 (14カ所)
③ ②－①	-34人	-11人	16人	44人	57人

厚田地区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み (低学年)	6	6	6	5	4
量の見込み (高学年)	2	2	2	1	1
①量の見込み	8人	8人	8人	6人	5人
②確保の内容	0人 (0カ所)	0人 (0カ所)	0人 (0カ所)	0人 (0カ所)	0人 (0カ所)
③ ②－①	-8人	-8人	-8人	-6人	-5人

浜益地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	5	5	4	4	4
量の見込み (高学年)	2	2	2	2	2
①量の見込み	7 人	7 人	6 人	6 人	6 人
②確保の内容	0 人 (0 力所)	0 人 (0 力所)	0 人 (0 力所)	0 人 (0 力所)	0 人 (0 力所)
③ ②－①	-7 人	-7 人	-6 人	-6 人	-6 人

石狩全市	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (低学年)	406	390	369	346	337
量の見込み (高学年)	153	146	139	132	127
①量の見込み	559 人	536 人	508 人	478 人	464 人
②確保の内容	510 人 (14 力所)	510 人 (14 力所)	510 人 (14 力所)	510 人 (14 力所)	510 人 (14 力所)
③ ②－①	-49 人	-26 人	2 人	32 人	46 人

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)

■事業内容と実施状況

市が定めた保育料以外に、教材費、園外活動等の行事費、給食費などは実費負担にかかる費用として、保護者同意の下、施設が独自に徴収することができます。この実費徴収に対して、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

新規事業であるため、今後、事業実施を検討していきます。

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

■事業内容と実施状況

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

■今後の方向性・確保方策

新規事業であるため、今後、事業実施を検討していきます。

第5章 分野別施策の展開

5-1 施策体系

第4章において、本市の教育・保育提供体制についての計画を記載しましたが、本計画は、次代の社会を担う子どもを総合的に支援するものであり、「こども・あいプラン」で築き育んだものを継承するものです。

このため、教育・保育事業を含めた総合的な子育て支援計画として、国が推進する「健やか親子 21（第2次）」や道の推進する「どさんこユースプラン」、石狩市障がい者福祉計画、石狩市教育プランなどで示された考え方や施策を反映し、以下の体系のもと、児童福祉法の目的である「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成される」石狩市を目指します。

< 基底 >

**子どもの権利条約の基本的な考え方
（4つの柱「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」）**

< 基本理念 >

**子どもの最善の利益が保障され、子どもの自立と親育ちを、
地域全体で見守り支え合うまちづくり**

< 基本視点 >

（１）子どもの権利の実現

（２）協働

（３）連続性と多様性

（４）石狩らしさ

< 基本目標 >

I 子育てにやさしいまちづくり

< 施策 >

- 1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実※1
- 2) 楽しく子育てできる環境づくり※2
- 3) 仕事と子育ての両立支援※3

II 子どもと家庭の支援

- 1) 子どもセーフティネット※4
- 2) 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援※5
- 3) ひとり親家庭の自立支援

III 子どもの生きる力を育てる

- 1) 確かな学力の育み
- 2) 子どもの居場所づくり
- 3) 子どもの豊かな心と健やかな体を育む※6

※1～6 は健やか親子 21（第2次）の関連項目となっています。

5-2 重点施策

本計画の基本理念である「子どもの最善の利益が保障され、子どもの自立と親育ちを、地位全体で見守り支え合うまちづくり」を実現するために優先度の高い施策や石狩市次世代育成支援行動計画後期計画「こども・あいプラン」の重点施策を、本計画における重点的に取り組む施策に位置付けて推進することとします。

妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠・出産に関する安心・安全性と快適さの確保
子どもの健やかな発達の促進と育児不安の軽減

楽しく子育てできる環境づくり

身近な場所で相談や仲間づくりができるシステム
サービス情報などの充実

仕事と子育ての両立支援

保育サービスの充実
働き方などの見直しを図るための普及・啓発

子どもセーフティネット

要保護児童などの相談・支援体制の充実

確かな学力の育み

幼児教育の振興
家庭教育の推進

子どもの居場所づくり

子どもの体験や学びの機会充実
思春期の子どもの居場所づくり
地域スタッフなどの活用
安全・安心・見守り体制の構築
子ども参加
子どもの権利の普及・啓発

子どもの豊かな心と健やかな体を育む

子どもの体力・運動能力の向上
学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
食育の推進

5-3 施策展開

I-1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、母子保健に係る関係機関との連携強化や情報の利活用などの切れ目ない支援を行うことで、子どもの健康づくりのための体制整備を一層充実します。

■ 施策の方向

- 1) 妊娠・出産に関する安心・安全性と快適さの確保
- 2) 子どもの健やかな発達の促進と育児不安の軽減
- 3) 小児保健医療水準の維持・向上

■ 実施事業

- 1) 妊娠・出産に関する安心・安全性と快適さの確保

関連施策・事業	主担当課	概要
妊婦に対する相談支援の充実	保健推進課	母子健康手帳の交付時のアンケート実施、喫煙・飲酒等を含めた相談支援を強化します。また、電話や訪問等による保健指導や栄養指導を行い、要支援妊婦の支援を図ります。
妊婦健康診査の充実 地域子ども子育て支援事業	保健推進課	妊婦及び胎児の健康保持を図るため、妊婦一般健康診査等の公費負担を実施します。
産後サポート事業	子育て支援課	生後6カ月までの子どものいる家庭に、ファミリー・サポート・センター無料利用券を配布し、家事・育児の支援を行います。
妊産婦を取り巻く環境づくりの推進	保健推進課	両親教室等でメンタルヘルスや乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）（※1）についての指導や啓発、子育てに関する交流会等を実施します。また、マタニティストラップの配布等による啓発活動を実施します。
不妊症（※2）・不育症（※3）についての取り組み	保健推進課	妊娠を強く望みながら不妊症や不育症に悩んでいる方への情報提供と支援に努めます。

※1 乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）：新生児や乳児の体を過度に揺することで発生する内出血などの外傷。

※2 不妊症：世界保健機構（WHO）では、「避妊をしていないのに12カ月以上にわたって妊娠に至れない状態」と定義されている。

※3 不育症：妊娠はするけれども流産や死産を繰り返し、結果的に子どもを持てない状態。

2) 子どもの健やかな発達の促進と育児不安の軽減

関連施策・事業	主担当課	概要
育児相談・指導の充実	保健推進課	関係機関や子育てサービスの情報提供や、乳幼児健康相談、任意相談を実施します。
赤ちゃん訪問事業 地域子ども子育て支援事業	保健推進課	生後4カ月までの子どもがいる家庭に保健師等が訪問し、生活や育児への支援を行います。
乳幼児健康診査（※1）及び事後支援体制の充実	保健推進課	心身の発育と発達の確認、育児相談や指導を行い育児不安や育児困難の軽減、解消を図ります。また、未受診者に電話、手紙、訪問等で健康状態の確認を行います。
5歳児健康相談	保健推進課	関係機関と連携し、就学前の子どもの成長や発達の確認及び相談できる機会を提供し、円滑な就学移行に向けた支援を行います。
こども発達相談	保健推進課	心身の発達や養育に関する相談、助言、指導を行い、不安軽減と子どもの健康な発達を促します。
虐待の早期発見と予防支援体制の整備	保健推進課	子育てアンケート等から育児困難な状況及び虐待の可能性がある要援助家庭を把握し、虐待の発生予防や早期発見に努めます。
養育支援訪問事業 地域子ども子育て支援事業	こども相談センター	赤ちゃん訪問事業で継続支援が必要と考えられた家庭に保健師等が訪問し、専門的な訪問指導を実施します。

3) 小児保健医療水準の維持・向上

関連施策・事業	主担当課	概要
予防接種の普及・啓発	保健推進課	赤ちゃん訪問時にリーフレット等を活用して接種計画を周知します。未接種者については文書等で勧奨します。
歯科保健の推進	保健推進課	歯科検診・フッ素塗布、フッ化物洗口等を実施し、う歯の予防に努めます。
事故防止対策・小児医療の充実	保健推進課	乳児に起こりやすい事故の知識、乳児突然死症候群（SIDS）（※2）に関する普及啓発を行います。また、小児救急医療相談の周知や適切な情報提供を行います。

※1 乳幼児健康診査：母子保健法第12条及び第13条の規定により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。乳幼児健康診断、乳幼児健診とも称される。
検査年齢は乳児（1歳未満）、幼児（1歳6カ月）、幼児（3歳～4歳）となっている。

※2 乳児突然死症候群（SIDS）：それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。

I-2 楽しく子育てできる環境づくり

地域包括ケアシステムの考え方（※）にならない、地域・事業者・市が一体となり、子育て家庭を支援する環境づくりを目指します。

※本市の地域包括ケアシステムの考え方は、子ども、高齢者、障がい者等すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる姿の実現をめざすものです。

■ 施策の方向

- 1) 身近な場所で相談や仲間づくりができるシステムの充実
- 2) 子育てを地域で支えあうサービスの充実
- 3) 子育てに関するサービス情報の提供
- 4) 子どもに関する経済支援などの充実

■ 実施事業

- 1) 身近な場所で相談や仲間づくりができるシステムの充実

関連施策・事業	主担当課	概要
利用者支援事業 地域子ども子育て支援事業	子育て支援課	利用者支援専門員を配置し、子どもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な情報提供や助言を行います。
地域子育て支援拠点事業の充実 地域子ども子育て支援事業	子育て支援課	乳幼児親子が気軽に集える場を提供し、子育てに関する講習や育児相談等を実施します。
地域ファシリテーターの活用	子育て支援課	子育て支援プログラムを実施できるファシリテーターが、子育てのスキルを身につけたり、仲間づくりを促す場を運営します。

- 2) 子育てを地域で支えあうサービスの充実

関連施策・事業	主担当課	概要
子育てネットワークの充実	子育て支援課	NPO 法人や子育て支援団体、行政等が協働し、地域ぐるみで子育て支援を進めるための情報共有やイベント企画を行います。
企業や商店街との協働による取り組み	子育て支援課	どさんこ子育て特典制度（北海道主体事業）を活用し、子育て家庭が市内の登録店舗等を利用した際の様々なサービスの提供を行います。
親子が参加できるイベントの開催	子育て支援課	関係機関との協働により、親子がともに楽しめるイベントを開催します。

関連施策・事業	主担当課	概要
ごみ袋の無償交付	ごみ・リサイクル課	2歳未満の乳幼児がいる家庭に、無償で指定ごみ袋を交付し、子育て家庭の費用負担の軽減を図ります。

3) 子育てに関するサービス情報の提供

関連施策・事業	主担当課	概要
利用者支援事業【再掲】 地域子ども子育て支援事業	子育て支援課	利用者支援専門員を配置し、子どもや保護者が適切なサービスを選択し、円滑に利用できるよう必要な情報提供や助言を行います。
子育て世帯への情報提供の充実	子育て支援課	関係機関と連携して子育てガイドブックや子育てカレンダー（ネットマガジン）等を発行します。
子育て情報の配信サービス	子育て支援課	子育て応援サイトの運営やメールマガジンの配信を行います。
保育所や幼稚園等に関する情報提供	こども家庭課	ガイドブックの作成やホームページ等を活用し、わかりやすい情報を提供します。
子育てニーズの把握	子育て支援課	子育てニーズの把握に努め、施策の見直しや評価を行います。

4) 子どもに関する経済支援などの充実

関連施策・事業	主担当課	概要
児童手当等の支給	こども家庭課	子育て家庭に生活の安定と子どもの健やかな育みを図るため、国の制度に準拠しながら手当を支給します。
幼稚園就園奨励費（※）	こども家庭課	幼稚園に就園している子どもがいる家庭の経済的負担を軽減するため、保育料および入園料の一部を助成します。
要保護・準要保護就学援助	学校教育課	経済的理由により学用品費や給食費など、児童生徒の就学に必要な経費負担が困難な家庭に対し援助します。
奨学金	学校教育課	経済的理由で高等学校等への修学が困難な生徒に対し、奨学金を支給します。
児童扶養手当の支給	こども家庭課	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉増進のために、手当を支給します。
特別児童扶養手当等の支給	障がい支援課	重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当を支給します。
乳幼児医療費の助成	こども家庭課	小学校修了前児童（小学校就学前児童は入院通院、小学生は入院のみ）に医療費を助成します。
ひとり親医療費の助成	こども家庭課	ひとり親家庭の医療費を助成します。

※ 幼稚園就園奨励費：幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対し、国が所要経費の一部を補助する事業。

子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園は代替えとして施設型給付が支給され、新制度に移行しない私立幼稚園は引き続き幼稚園就園奨励費を受けることとなる。

I-3 仕事と子育ての両立支援

子ども・子育て支援新制度とワーク・ライフ・バランスは車の両輪に例えられ、両者をバランス良く、同時並行的に進めていく必要があります。

教育・保育など地域の子育て支援サービスや児童手当などの経済的支援のほか、企業への啓発や男性の育児参加を進めていきます。

■ 施策の方向

- 1) 保育サービスの充実
- 2) 緊急時のサポート体制の強化
- 3) 働き方などの見直しを図るための普及・啓発

■ 実施事業

- 1) 保育サービスの充実

関連施策・事業	主担当課	概要
教育・保育の提供体制確保 教育・保育給付対象事業	こども家庭課	全ての子どもが等しく幼児期の学校教育や保育を受けられるよう、教育・保育施設を確保します。
特別保育サービスの充実 地域子ども子育て支援事業	こども家庭課	保護者の多様な就労形態に対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、休日保育事業を充実します。
認可外保育施設の支援	こども家庭課	認可外保育施設に対し、運営経費の一部を支援します。
幼稚園預かり保育の推進 地域子ども子育て支援事業	こども家庭課	幼稚園で行う預かり保育を推進します。
放課後児童クラブの充実 地域子ども子育て支援事業	子育て支援課	保護者が就労等により昼間留守になる家庭の児童に、授業終了後等に遊びや生活の場を提供します。

- 2) 緊急時のサポート体制の強化

関連施策・事業	主担当課	概要
ファミリー・サポート・センター事業 地域子ども子育て支援事業	子育て支援課	乳幼児や児童の一時預かりや送迎など、育児の援助を受けたい人で行いたい人による相互援助活動の連絡調整を行います。
病児・病後児保育事業 地域子ども子育て支援事業	子育て支援課 こども家庭課	病氣中や病氣回復期の幼児や児童を、一時的に預かるサービスを実施します。

関連施策・事業	主担当課	概要
こどもショートステイ事業 地域子ども子育て支援事業	子育て支援課 こども相談センター	保護者の疾病や急用等により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設やファミリー・サポート・センターで、宿泊を伴う預かりサービスを実施します。
緊急医療等の情報提供	保健推進課	リーフレット配布や、市広報紙及び市ホームページで夜間や休日の当番病院や救急安心センターさっぽろの情報提供をします。

3) 働き方などの見直しを図るための普及・啓発

関連施策・事業	主担当課	概要
事業所等への周知・啓発	商工労働観光課 広聴・市民生活課	ワーク・ライフ・バランスの推進のために、事業者への育児支援制度等の情報発信を行います。
男性を含めた働き方の見直し	広聴・市民生活課	ワーク・ライフ・バランスの推進のために、市広報紙等による啓発活動を行います。

Ⅱ-1 子どもセーフティネット

いじめや児童虐待は人権を著しく侵害する行為であり、北海道においては、平成 19 年に「子どものいじめ・虐待防止緊急宣言」により、道民を挙げてこれらの問題に取り組むことを宣言しています。

本市においても、関係各課や関係機関が連携し、未然防止と早期発見、早期対応に努めていきます。

■ 施策の方向

- 1) こども見守りネットワークの機能強化
- 2) 要保護児童などの相談・支援体制の充実
- 3) 児童虐待などの未然防止と普及啓発

■ 実施事業

- 1) こども見守りネットワークの機能強化

関連施策・事業	主担当課	概要
研修機会の充実	こども相談センター	石狩市こども見守りネットワーク協議会の構成機関の実務担当者の専門性を向上させるため、研修を実施します。
ケース会議の効果的運営	こども相談センター	要保護児童等の個別事例についての情報提供及び支援方策の検討を行い、きめ細かな対応を検討していきます。
養育支援訪問事業【再掲】 地域子ども子育て支援事業	こども相談センター	赤ちゃん訪問事業で継続支援が必要と考えられた家庭に保健師等が訪問し、専門的な訪問指導を実施します。

- 2) 要保護児童などの相談・支援体制の充実

関連施策・事業	主担当課	概要
家庭児童相談の充実	こども相談センター	家庭児童相談員や臨床心理士の、個別相談やカウンセリングを実施します。
相談体制の専門性強化	こども相談センター	こども相談センターに児童福祉司有資格者を配置するほか、家庭児童相談員等が親支援プログラム（CSP）（※）の研修を受講することにより、相談体制の充実を図ります。

※ 親支援プログラム（CSP）：アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレンティングトレーニングのプログラムで、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指すもの。

関連施策・事業	主担当課	概要
不登校児童生徒への支援充実	教育支援センター	教育支援教室「ふらっとくらぶ」を核とした不登校児童生徒の指導・支援及び家庭訪問等チーム支援の充実を図ります。
問題を抱える児童生徒とその保護者への支援充実	教育支援センター	関係者が情報共有し、児童生徒やその保護者の抱える問題の早期発見と、スクールカウンセラー等で構成されるチーム体制による相談・支援の充実を図ります。
子どもや保護者などが相談できる場所の周知	こども相談センター	市広報紙や講演会等で、こども相談センター等の周知を図ります。
困難を抱える子ども・若者への支援	こども相談センター	ひきこもり（※１）・ニート（※２）などの相談、社会的自立への推進を図ります。

３）児童虐待などの未然防止と普及啓発

関連施策・事業	主担当課	概要
要保護児童に関する法令や制度等の普及・啓発	こども相談センター	こども見守りネットワーク協議会の総会で、児童虐待の通告義務や法令などの説明をします。また、オレンジリボン等の活用により、啓発活動を実施します。
虐待の早期発見と予防支援体制の整備【再掲】	保健推進課	子育てアンケート等から育児困難な状況及び虐待の可能性がある要援助家庭を把握し、虐待の発生予防や早期発見に務めます。

※１ ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には６カ月にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念。

※２ ニート：高校や大学に通学せず、独身であり、普段収入になる仕事をしていない１５歳以上３５歳未満の個人（予備校や専門学校などに通学している者を除く）。

Ⅱ-2 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援

近年、新たに認知されるようになった発達障がいなど、配慮を必要とする子どもについては、早期発見と適切な対応が求められます。

本計画は、障がい者福祉計画で示された考え方や施策を反映し、適切な対応を検討していきます。

■ 施策の方向

- 1) 医療、福祉、教育、保健、地域との連携体制の充実
- 2) 障害児通所支援の充実
- 3) 子どもの発達に応じた相談・支援体制の充実
- 4) 教育や保育の機会の拡充

■ 実施事業

- 1) 医療、福祉、教育、保健、地域との連携体制の充実

関連施策・事業	主担当課	概要
ネットワークの充実	こども発達支援センター	発育発達上支援が必要な子どもが早期に適切な処遇を受けられるよう、ケース検討や情報共有により、市内の幼稚園、保育所、小中学校、行政等の連携強化を図ります。
障がいの理解を高める啓発活動	こども発達支援センター	発達障がい（※1）に関する講演会や、療育教育連携会議を開催し、啓発活動に努めます。

- 2) 障害児通所支援の充実

関連施策・事業	主担当課	概要
障害児通所支援施設（※2）との連携強化	障がい支援課	市内の障害児通所支援施設との情報共有など連携強化を図ります。

※1 発達障がい：発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

※2 障害児通所支援施設：児童福祉法に規定される「障害児通所支援」を実施する施設。日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを支援する。

3) 子どもの発達に応じた相談・支援体制の充実

関連施策・事業	主担当課	概要
こども発達相談【再掲】	保健推進課	心身の発達や養育に関する相談、助言、指導を行い、不安軽減と子どもの健康な発達を促します。
発達相談体制の強化	こども発達支援センター	発達に遅れや心配のある乳幼児、障がいのある子どもの増加に対応するため、発達相談体制の強化を図ります。

4) 教育や保育の機会の拡充

関連施策・事業	主担当課	概要
保育所の障がい児受け入れ	こども家庭課	保護者の就労等により保育が必要な障がい児を有する児童を保育所で受け入れ、一般の児童とともに集団保育を行うことによって当該児童の発達の促進及び福祉の向上を図ります。
幼稚園の障がい児受け入れ	こども家庭課	障がい児を有する児童が適切な教育環境で教育を受ける事が出来るよう、教諭の専門知識習得等に係る経費の一部を補助し、障がい児の就園機会の安定化を図ります。
児童館等の障がい児受け入れ	子育て支援課	児童館や放課後児童クラブで障がい児を受け入れるため、専門研修等による児童指導員の資質向上と受け入れ体制の充実を図ります。
教育相談の充実	教育支援センター	支援の必要な子どもたちを早期に発見し、ライフサイクルを見通した支援を継続して行います。
学校支援の充実	教育支援センター	学校の特別支援教育コーディネーター（校長の指名する教員）を中心に、各学校の特別支援教育をサポートする体制の充実を図ります。
特別支援教育への理解・啓発の推進	教育支援センター	通常学級の教員や地域・家庭への理解・啓発の推進を図ります。

Ⅱ-3 ひとり親家庭の自立支援

子育てや生活、就労等を支援するため、ひとり親家庭等の自立に必要な情報を提供するとともに、きめ細やかに対応できるよう相談体制の充実を図ります。

福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、自立支援員を中心に、関係機関との協力や連携の強化に取り組みます。

■ 施策の方向

- 1) ひとり親相談と生活支援の充実
- 2) ひとり親家庭などの経済的負担の軽減
- 3) ひとり親家庭の就労支援

■ 実施事業

- 1) ひとり親相談と生活支援の充実

関連施策・事業	主担当課	概要
ひとり親相談の充実	こども相談センター	自立支援員を配置し、就労支援等に関する相談体制を充実します
ひとり親家庭生活サポート事業	こども相談センター	求職活動や病気など、一時的な理由により子どもの療育や家事ができないひとり親に対して、ヘルパーを派遣して日常生活をサポートします。

- 2) ひとり親家庭などの経済的負担の軽減

関連施策・事業	主担当課	概要
児童扶養手当の支給【再掲】	こども家庭課	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉増進のために、手当を支給します。
ひとり親医療費の助成【再掲】	こども家庭課	ひとり親家庭の医療費を助成します。
経済的支援に関する情報提供	こども相談センター	母子・父子・寡婦福祉資金（※）貸付の相談や情報提供などを実施します。

※ 母子・父子・寡婦福祉資金：母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立と生活の安定、子どもの福祉を図るための貸付資金。

3) ひとり親家庭の就労支援

関連施策・事業	主担当課	概要
母子家庭等自立支援 教育訓練給付金事業	こども相談センター	児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準の方に対し、就労に有利な資格取得に必要な経費を助成します。
母子家庭等高等職業訓練 促進給付金等事業	こども相談センター	児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準の方に対し、国家資格などを取得するために必要な費用を助成します。
就労支援の充実	こども相談センター	ハローワーク等と連携して、職業訓練や資格取得の情報を提供し、就職に結びつけます。

Ⅲ-1 確かな学力の育み

子どもが自分らしく育つための見識を育むためには、幼児期の質の高い教育から始まる、就労までの一貫した教育の提供が不可欠です。

本計画は、教育プランで示された考え方や施策を反映し、質の高い教育体制の実現を推進していきます。

■ 施策の方向

- 1) 基礎学力を育むための教育活動の推進
- 2) 地域住民などの教育活動への参画支援
- 3) 教員や保育士の主体的な研究・研修活動への支援
- 4) 幼児教育の振興
- 5) 多様な教育ニーズへの対応
- 6) 家庭教育の推進

■ 実施事業

- 1) 基礎学力を育むための教育活動の推進

関連施策・事業	主担当課	概要
SAT 事業（スポーツ支援 SAT を除く）	学校教育課	個に応じた指導の充実を図るため、地域住民・大学生の参画（ボランティア）による教科学習の指導補助を行います。
学力向上サポーター事業	学校教育課	学校に教員免許を持った地域人材等を指導補助として配置し、学力向上対策（TT（※）、放課後や夏季休業中などの補充的な学習など）に活用します。
きめ細やかな学習支援事業	学校教育課	エキスパートサポーター（教職員免許を有した非常勤職員）を配置し、学力向上対策に活用します。

※ TT：ティーム・ティーチング（team teaching）の略。授業等において、2人以上の教職員などが連携・協力して行う指導方法。

2) 地域住民などの教育活動への参画支援

関連施策・事業	主担当課	概要
SAT 事業（スポーツ支援 SAT を除く）【再掲】	学校教育課	個に応じた指導の充実を図るため、地域住民・大学生の参画（ボランティア）による教科学習の指導補助を行います。
中学校部活動外部指導者の活用支援	学校教育課	部活動外部指導者の活用による運動部・文化部活動の充実を図ります。
学校支援ボランティアの活用支援	社会教育課	学校支援地域本部事業（※）など、学校支援ボランティアの活用を支援します。

3) 教員や保育士の主体的な研究・研修活動への支援

関連施策・事業	主担当課	概要
教員や保育士の研修支援	学校教育課 こども家庭課	本市の地域や教育課題などをテーマとする教員研修や、幼稚園や保育所などが主体的に行う研修機会の創出を支援します。

4) 幼児教育の振興

関連施策・事業	主担当課	概要
私立幼稚園の教育振興支援	こども家庭課	市内私立幼稚園の特色ある教育振興について支援します。
幼稚園就園奨励費【再掲】	こども家庭課	幼稚園に就園している子どもがいる家庭の経済的負担を軽減するため、保育料および入園料の一部を助成します。
幼保小中の連携	学校教育課	幼保小中連携推進会議などにより、中学校区を単位とした幼稚園、保育所、小学校、中学校の円滑な接続を図ります。
幼稚園預かり保育の推進【再掲】 地域子ども子育て支援事業	こども家庭課	幼稚園で行う預かり保育を推進します。

※ 学校支援地域本部事業：地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制。

5) 家庭教育の推進

関連施策・事業	主担当課	概要
家庭における教育力向上	子育て支援課	子育てに関連する講義や実践を学びながら参加者同士の交流を図ります。
地域ファシリテーターの活用【再掲】	子育て支援課	子育て支援プログラムを実施できるファシリテーターが、子育てのスキルを身につけたり、仲間づくりを促す場を運営します。
望ましい生活習慣の定着	社会教育課	望ましい生活習慣が身に着くよう、児童生徒への指導と保護者への啓発を推進します。また、児童生徒に対してさまざまな課題への対応と合わせて家庭学習を支援します。
あいさつ運動	総務企画課 社会教育課	学校を核とし、家庭・地域・行政でのあいさつ運動を推進します。
家庭教育の支援	社会教育課	地域で子育て家庭を見守り支援する環境づくりを推進するため、子育て家庭を主な対象とした学習機会を提供します。
メディアリテラシー（※1）教育と情報モラル（※2）教育の推進	教育支援センター	学校教育において、さまざまなメディアの特性を踏まえ適正に活用する能力を育むとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、SNS（※3）やオンラインゲームなどの危険性と望ましい利用の仕方について、児童生徒や保護者等へ啓発します。

※1 メディアリテラシー：情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真意を見抜き、活用する能力。

※2 情報モラル：プライバシーの保護、著作権に対する正しい認識、コンピュータセキュリティ（事故や犯罪等に対する情報の保護・保全）の必要性に対する理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報社会で適正な活動を行うためのもとなる考え方と態度。

※3 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略。「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、様々な企業が行っているサービス。

Ⅲ-2 子どもの居場所づくり

共働き家庭の増加にともない、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況（いわゆる「小1の壁」）を打破する必要性が高まっています。

次世代育成支援対策推進法の改正においても、就学児童の放課後の安心・安全な居場所の整備の着実な推進が求められています。

また、本市においても、第4章で記載した放課後児童クラブの確保方策にとどまらず、放課後の総合的な子どもの居場所づくりを推進していきます。

■ 施策の方向

- 1) 子どもの体験や学びの機会充実
- 2) 思春期の子どもの居場所づくり
- 3) 地域スタッフなどの活用
- 4) 安全・安心・見守り体制の構築
- 5) 子どもが主に活動する場所の整備
- 6) 子ども参加
- 7) 子どもの権利の普及・啓発

■ 実施事業

- 1) 子どもの体験や学びの機会充実

関連施策・事業	主担当課	概要
放課後子ども総合プラン（※）	子育て支援課 総務企画課	すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供するための方策を検討します。
放課後子ども教室の充実	子育て支援課	専任児童指導員の配置や地域ボランティアの活用により、遊び、体験活動や学習活動を行うことで、放課後や週末に安全で安心な活動場所や居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。
一体型の放課後児童クラブ 及び放課後子ども教室の開設	子育て支援課	放課後子ども教室開催時に、放課後児童クラブを利用する児童も参加できるプログラムを検討します。また、プログラム実施にあたり、小学校内での活動場所や実施時間等について、学校・事業者・行政の連携体制を整備し、事業実施の可能性を検討します。

※ 放課後子ども総合プラン：共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後などを安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、平成26年に国が策定した計画。一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備などを進めることを目的としている。

関連施策・事業	主担当課	概要
子どもの体験活動	子育て支援課	身近な公園等で主体的に子どもと一緒に遊ぶプレーリーダーを活用する等して、多様な体験活動や異学年異世代交流を図ります。

2) 思春期の子どもの居場所づくり

関連施策・事業	主担当課	概要
中高生の活動場所充実	子育て支援課	中高生が安心安全に過ごせる居場所を提供する事業を充実します。
意見や発表の機会提供	子育て支援課	思春期の子どもが参加企画するイベントの開催により、意見や発表の機会を提供します。
体験や学習の機会充実	子育て支援課	児童館等を活用して、思春期の子どもを対象に、芸術、科学、ものづくりなどの体験の機会を提供します。

3) 地域スタッフなどの活用

関連施策・事業	主担当課	概要
子どもリーダーの養成	子育て支援課	地域活動やまちづくりに参画するリーダーの養成を図ります。
子ども会の育成	子育て支援課	石狩市子ども会育成連絡協議会の活動を支援し、子ども会活動の振興を図ります。
地域プレーリーダーの活動支援	子育て支援課	子どもと遊びをつなぐ役割を担うプレーリーダーを養成し、その主体的な活動を支援します。
子どもの健全育成推進	子育て支援課	青少年健全育成協議会が主体的に実施する子どもの健全育成事業について支援します。

4) 安全・安心・見守り体制の構築

関連施策・事業	主担当課	概要
不審者等の情報配信	広聴・市民生活課	不審者等に関する情報を、すばやく市民や関係機関へ配信し、情報共有を図り、犯罪等の未然防止に努めます。
見回り体制の強化	広聴・市民生活課	パトロールをすることにより、子どもの安全・安心のみならず、犯罪やごみの不法投棄の抑止のほか、地域の防犯意識の向上を図ります。
安全教育の充実	広聴・市民生活課 総務企画課	交通安全教育・防犯教育・防災教育の充実や、市内小中学校が定める学校安全計画に基づいた取り組みへの支援を行います。

関連施策・事業	主担当課	概要
子どもを見守るシステムの充実	広聴・市民生活課 教育支援センター	不審者や交通事故等から子どもを守るため、通学路や地域において、学校・PTA・町内会を核とした地域での子ども見守り活動等を展開します。
メディアリテラシー教育と情報モラル教育の推進【再掲】	教育支援センター	学校教育において、さまざまなメディアの特性を踏まえ適正に活用する能力を育むとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して、SNSやオンラインゲームなどの危険性と望ましい利用の仕方について、児童生徒や保護者等へ啓発します。

5) 子どもが主に活動する場所の提供

関連施策・事業	主担当課	概要
放課後子ども総合プラン【再掲】	子育て支援課 総務企画課	すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供するための方策を検討します。
公園の再整備	都市整備課	安全で快適な都市環境の形成のため、公園施設の改築を行います。
学校施設等の開放	スポーツ健康課	市内に数多くあるスポーツ団体に対し活動場所を提供します。

6) 子ども参加

関連施策・事業	主担当課	概要
子どもによる企画・運営参加の検討	子育て支援課	中高生で組織するプロジェクトチームなどを中心に事業を実施し、子どものまちづくり参加に対する興味関心の向上を図ります。
子どもへの情報配信	子育て支援課	様々な媒体を活用して、子どもに関する施設やイベント情報などを、児童生徒へ情報提供します。

7) 子どもの権利の普及・啓発

関連施策・事業	主担当課	概要
子どもの権利の普及・啓発	子育て支援課	子どもの権利条約の基本的な考え方の普及・啓発に努めます。
CAP(※)プログラムの奨励	子育て支援課 学校教育課	CAPプログラム(子どもに人権意識と暴力に対する具体的な知識や技術を伝える体験プログラム)実施を推進します。

※ CAP: 虐待や性暴力に対して、子ども自身が実践できる護身術として、アメリカ合衆国で考案されたものである。日本では、主として公立小学校(学校またはPTA主催)や自治体、市民団体による企画などで実施され、人権教育として行われている。

Ⅲ-3 子どもの豊かな心と健やかな体を育む

子どもが「生きる力」を身につけるためには、「確かな学力」だけでなく「豊かな心」と「健康・体力」をバランスよく育成していく必要があります。

教育基本法においても、豊かな情操と道徳心、健やかな身体を養うことが教育の目標であることが明記されており、本市においても、教育プランや子どもの読書活動推進計画で示された考え方や施策を反映し事業を推進していきます。

■ 施策の方向

- 1) 子どもの豊かな心を育む取り組み
- 2) 子どもの体力・運動能力の向上
- 3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- 4) 食育の推進

■ 実施事業

- 1) 子どもの豊かな心を育む取り組み

関連施策・事業	主担当課	概要
情操教育プログラム	社会教育課	小中学生を対象に、音楽朗読劇や幅広い音楽ジャンルの鑑賞、演奏体験等のプログラムを実施します。
ブックスタート	市民図書館	10カ月児健診の会場でブックスタート・パックを無料配布し、そのフォローアップとして1歳6カ月児健診会場で読み聞かせを実施します。
おはなし会・ブックトーク	市民図書館	ボランティア等の協力を得ながら、おはなし会・ブックトークを実施します。
子どもたちが文化芸術に触れる機会の充実	社会教育課	絵画や音楽、俳句などに親しめる機会を充実します。
キャリア教育（※）の推進	学校教育課	中学校における職業体験学習・小学校における職場見学や地域学習など、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
国際文化に触れる機会の提供	秘書広報課	国際交流協会等との連携を図りながら、姉妹都市との交流を中心に、子どもが国際文化に触れる機会を提供します。

※ キャリア教育：一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程のこと）を促す教育。

友好都市等との交流事業	社会教育課	子どもから大人まで、友好都市等との交流などによる互いに学びあう機会を創出します。
奨励プログラムの推進	学校教育課	環境教育・人権教育・平和教育・国際理解教育・共生社会（手話等）への取り組みなど、子どもたちに手本となる地域人材等の活用とあわせ奨励プログラムを推進します。

2) 子どもの体力・運動能力の向上

関連施策・事業	主担当課	概要
学校施設等の開放【再掲】	スポーツ健康課	市内に数多くあるスポーツ団体に対し活動場所の提供を行います。
子どものための基礎体力向上の推進	スポーツ健康課	子どもの成長期において適切な指導の下でトレーニングし、ケガの予防や成長を妨げず運動を継続できるよう基礎体力の向上を図る取り組みを推進します。
子どもたちのスポーツ活動の推進	スポーツ健康課	多種スポーツ体験や豊かな自然を活かした野外スポーツの体験機会を充実する他、スポーツ少年団活動を支援します。
体力・運動能力に関する実態の把握等	学校教育課	児童生徒の全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施と結果分析を踏まえた対策を検討します。

3) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

関連施策・事業	主担当課	概要
性や感染症予防等に関する正しい知識の普及	保健推進課	性の問題行動や性感染症の予防のため、命や性に関する正しい知識の普及・啓発プログラムを整備します。
薬物、喫煙防止等に関する指導の推進	保健推進課 教育支援センター	心や体を蝕む薬物乱用や喫煙を防止するため、地域、保健、家庭、学校が連携した啓発活動に務めます。
学校・地域・家庭・行政が連携した思春期保健対策の取り組み	保健推進課	学校・地域・家庭・行政が連携して、思春期における保健対策全般についての取り組みを検討します。
適正体重の啓発と食生活の改善	保健推進課	若い女性のダイエット指向から発症する思春期やせ症への課題に対応するためライフステージに応じた普及啓発を行います。

4) 食育の推進

関連施策・事業	主担当課	概要
食生活に関する正しい知識の普及・啓発	保健推進課	妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の支援に努めます。
食育推進のための連携体制の充実	保健推進課	関係機関と連携した食に関する体験活動の奨励等を行います。
食に関する指導の充実	給食センター	大学等との連携や栄養教諭等による食に関する指導の充実を図ります。
給食メニューの充実	給食センター	地産地消(※)を推進する石狩デーやリクエストメニューなどを充実します。

※ 地産地消：地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取り組みのこと。

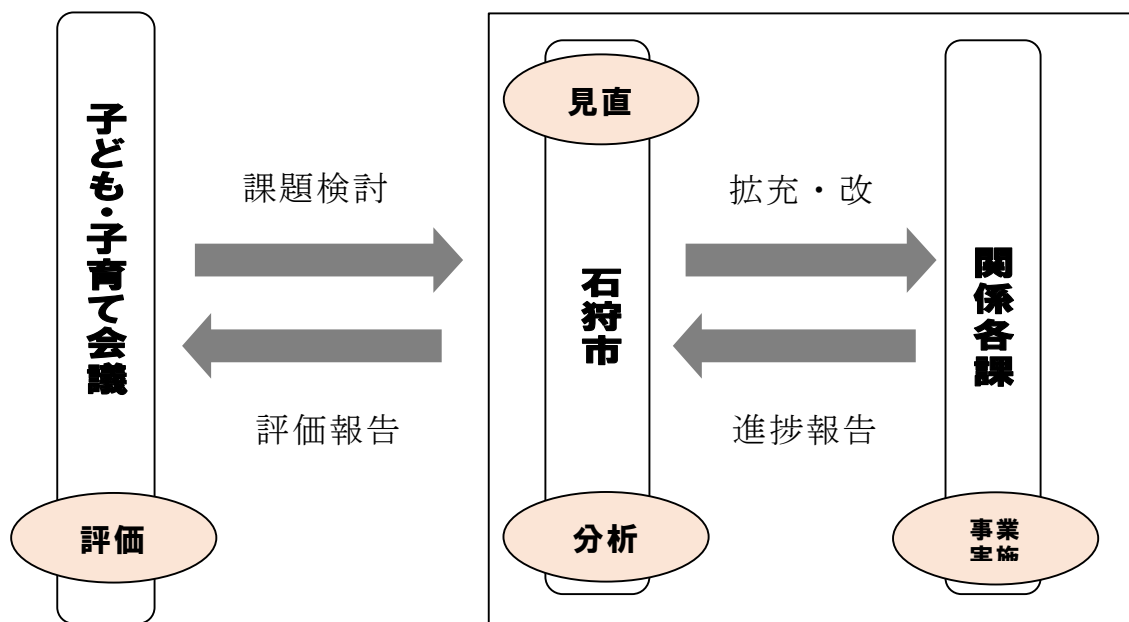
第6章 計画の推進

6-1 推進体制

この計画の分野は、福祉、保健、教育、労働、生活環境等多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取り組みとして、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、学識経験者・公募委員等から構成される「石狩市子ども・子育て会議」において、進捗状況の確認や対策検討、課題の検討等を進めていきます。

- ① 石狩市子ども・子育て会議において、進捗状況の管理及び評価を実施
- ② 各年度に計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。



6-2 計画の広報・啓発

地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、市民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。市のホームページ、広報紙、パンフレット等を活用し、本計画について理解促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリング等により確認し、その結果については、市ホームページ等により公表し、市民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画を推進します。

6-3 進捗管理

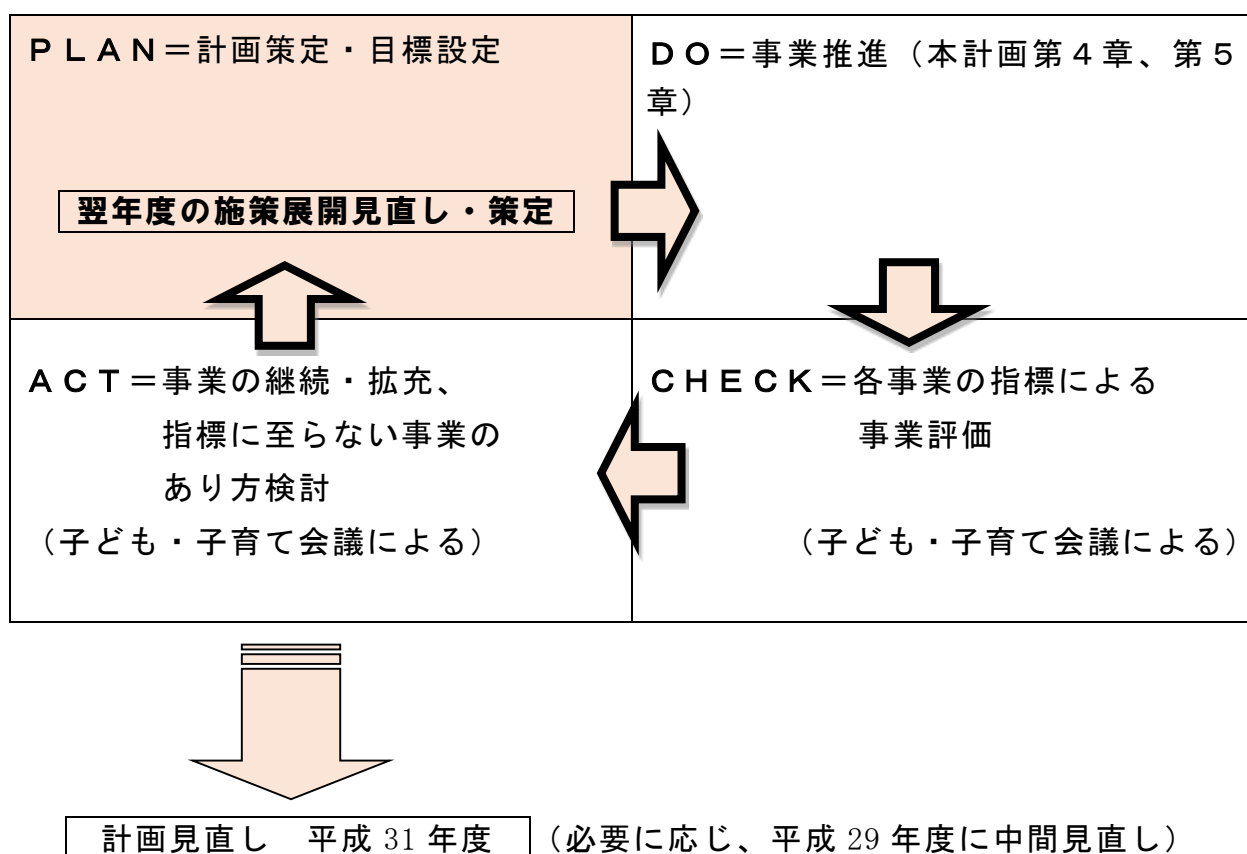
PDCAサイクルによる推進・管理体制

子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、時流にともない変化していきます。

本計画が、理念だけのものに終わらず、時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、毎年、きめ細かに進捗評価を行いながら計画を見直していくPDCAサイクル（※）による推進体制が不可欠となります。

本市では、以下の図のイメージに従い、子ども・子育て会議にて進捗管理や評価を行い、計画を推進していきます。

石狩市子ども・子育て支援事業計画にかかる
PDCAサイクル



※PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

成果指標

個別施策について計画期間における達成状況を把握するため、次のとおり指標（目標数値等）を定めます。

※指標（目標数値等）については、社会情勢や市民ニーズなどを考慮し、必要に応じて見直すことができることとします。

■基本目標Ⅰ 子育てにやさしいまちづくり

施策等	指標	単位	H25実績	H31目標
施策1 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実				
妊娠・出産に関する安心・安全性と快適さの確保	妊婦健康診査の受診者数 (詳細は地域子ども子育て支援事業の確保方策に掲載)			
	妊娠中の妊婦の喫煙率	%	10.9	↓
子どもの健やかな発達の促進と育児不安の軽減	乳児家庭全戸訪問事業の訪問割合 (詳細は地域子ども子育て支援事業の確保方策に掲載)			
小児保健医療水準の維持・向上	乳幼児健診の受診率 ※法定健診の1歳6か月児健診、3歳児健診	%	1歳6か月 95.8 3歳 88.5	100
	乳幼児健診の満足度	%	95.2	↑
施策2 楽しく子育てできる環境づくり				
身近な場所で相談や仲間づくりができるシステム	子育て支援センターの実施か所数 (詳細は地域子ども子育て支援事業の確保方策に掲載)			
子育てを地域で支え合うサービスの充実	親子が参加できるイベントの参加者数	人	500	↑
サービス情報などの充実	子育てに関する情報媒体の発行数	回	13	↑
	子育てに関する情報メール配信サービス登録者数	人	81	↑
子どもに関する経済支援などの充実	子育てに関し経済的に不安に思う市民の割合	%	71.6	↓

施策 3 仕事と子育ての両立支援				
保育サービスの充実	教育・保育施設、地域型保育、認可外保育施設の待機児童数 （詳細は幼児期の学校教育・保育の確保方策に掲載） 一時預かり事業の実施か所数 延長保育事業の実施か所数 放課後児童クラブの待機児童数 （詳細は地域子ども子育て支援事業の確保方策に掲載）			
緊急時のサポート体制の強化	子育て短期支援事業（ショートステイ）の実施か所数 ファミリー・サポート・センターの登録者数 病児・病後児事業の保育実施か所数 （詳細は地域子ども子育て支援事業の確保方策に掲載）			
働き方などの見直しを図るための普及・啓発	一般事業主行動計画の策定義務を認知している事業所の割合	%	100.0	100
	上記のうち、一般事業主行動計画を策定している事業所の割合	%	100.0	100
	ワーク・ライフ・バランスについて、目にしたり、聞いたりしたことがある市民の割合	%	37.8	50

■基本目標Ⅱ 子どもと家庭の支援

施策等	指標	単位	H25 実績	H31 目標
施策 1 子どもセーフティネット				
こども見守りネットワークの機能強化	養育支援が必要な家庭に対する訪問件数 （詳細は地域子ども子育て支援事業の確保方策に掲載）			
要保護児童などの相談・支援体制の充実	ケース会議の開催回数	回	18	↑
児童虐待などの未然防止と普及・啓発	児童虐待の通告義務を認知している市民の割合	%	—	70
施策 2 障がいや発達に配慮が必要な子どもの支援				
医療、福祉、教育、保健地域との連携体制の充実	療育支援連絡会の開催回数	回	4	→
障がい児通所支援の充実	児童発達支援の利用件数	件	312	612
	放課後等デイサービスの利用件数	件	412	1,589
	保育所等訪問の利用件数	件	0	12
子どもの発達に応じた相談・支援体制の充実	こども発達相談の実施回数	回	25	→
教育や保育の機会の充実	障がい児を受け入れている幼稚園、保育所、認定こども園、児童館、放課後児童クラブの数	か所	33	34

施策 3 ひとり親家庭の自立支援					
ひとり親相談の充実	ひとり親家庭サポート事業の利用件数	件	53	↑	
ひとり親家庭の就労支援	自立支援教育訓練給付金を利用した資格取得者数の累積	人	24	42	
	高等技能訓練促進費を利用した資格取得者数の累積	人	16	34	

■基本目標Ⅲ 子どもの生きる力を育てる

施策等	指標	単位	H25 実績	H31 目標
施策 1 確かな学力の育み				
基礎学力を育むための教育活動の推進	CRT 標準学力検査において、全国平均に対する石狩市の割合（国語・算数数学 小学校 5 年生・中学校 2 年生）	%	小 5 国語 98.8 算数 99.0 中 2 国語 96.1 数学 94.3	100
地域住民などの教育活動への参画支援	SAT の年間活動延べ人数	人	644	↑
	学校支援ボランティア活動延べ人数	人	632	↑
教員や保育士の主体的な研究・研修活動への支援	小中学校教職員のうち、市主催の教職員研修に参加した教職員の割合	%	83	85
	市内保育園の保育士のうち、市保協主催の研修に参加した割合	%	—	80
幼児教育の振興	市内幼稚園に通う市民の割合	%	39.4	↑
	一時預かり事業の実施か所数 （詳細は地域子ども子育て支援事業の確保方策に掲載）			
家庭教育の推進	「普段（月～金曜日）、1 日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム（コンピュータゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームも含む）をしますか」という設問に対して、2 時間以上と回答した児童生徒の割合	%	小 38.1 中 46.0 ※	小 30.3 中 35.4

※は平成 26 年度実績

施策 2 子どもの居場所づくり				
子どもの体験や学びの 機会充実	一体型の放課後児童クラブ及び 放課後子ども教室の開設か所数	か所	—	3
	プレーリーダーによる体験活動に 参加した子どもの人数	人	1,426	1,500
思春期の子どもの 居場所づくり	児童館を利用する中高生的人数	人	10,926	12,000
地域スタッフなどの活用	子どもリーダーの認定者数	人	179	300
	プレーリーダーによるイベントの 開催回数	回	2	↑
安全・安心・見守り体制の 構築	メール配信サービス登録件数 (不審者情報)	件	1,075	↑
	青色防犯パトロール講習の受講者 数	人	68	100
子ども参加	イベントなどに参画した子どもの 人数	人	149	200
子どもの権利の普及・啓発	子どもの権利について、聞いたり、 考えたことがある市民の割合	%	69.2	80
施策 3 子どもの豊かな心と健やかな体を育む				
子どもの豊かな心を育む 取り組み	情操教育プログラムに「感動した」 と回答した子どもの割合	%	94.3	100
子どもの体力・運動能力の 向上	基礎体力向上教室の開催	—	—	実施
学童期・思春期から成人期 に向けた保健対策の充実	思春期保健に関する事業の開催回 数	回	1	→
食育の推進	「朝食を毎日食べていますか」とい う設問に対して「全くしていない」 と回答した児童生徒の割合	%	小 0.9 中 1.5	0

石狩市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月
石狩市保健福祉部子育て支援課
〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2
電話 0133-72-3631 FAX 0133-75-1340